

協議会からのお知らせ集

No.111（平成29年3月）

～

No.205（令和7年3月）

& 号外（平成29年3月30日）

2024年度版

協 議 会 か ら の お 知 ら せ 集 目 次（ページをクリックで記事内容へ移動）						
分 類	項番1	項番2	発行No	件名（タイトル・概要・要約）	発行日	ページ
①第一面			144	定期検査報告書第一面・第二面の誤記入、別添様式未添付の改善のお願い	R2.01.09	16
①第一面	4	二	157	【報告対象昇降機】の【改善予定の有無】記入について	R3.03.03	23
①第一面	1		162	所有者変更の場合の記入方法について	R3.08.04	26
②第二面	5	ハニホ	126	昇降機の定期検査報告書 第二面【5. 昇降機の概要】について	H30.07.06	11
②第二面			142	定期検査報告書第二面【5.昇降機の概要】【チ 製造者名】に改修会社名併記のお願い	R1.11.08	15
③第三面			115	昇降機事故発生時の特定行政庁への報告について	H29.08.07	6
③第三面			165	昇降機に係る不具合の状況について	R3.11.02	27
⑤結果表			111	定期検査報告書・検査結果表の改訂について	H29.04.11	3-4
⑤結果表	1 1	6 14	112	検査結果表（接触器、ブレーキプランジャーストローク）の記入について	H29.05.15	4
⑤結果表	1	14	114	「要改善ブレーキ」の定期検査報告書等の記入方法について	H29.07.10	5
⑤結果表	1	6	115	電動機主回路用接触器、ブレーキ用接触器の検査結果表記入について	H29.08.07	6
⑤結果表	4	12	121	油圧エレベーターの検査項目[4(12)ガイドレール及びレールブラケット]について	H30.02.06	10
⑤結果表	2 2	3 5	125	主索、主索の取付部等の既存不適格の判定変更時の特記事項記入のお願い	H30.06.08	10
⑤結果表			134	荷物用エレベーターの検査対象項目に関する注意事項について	H31.03.11	12-13
⑤結果表	4	10	141	機械室ありロープ式エレベーターのガイドレールの既存不適格判定について	R1.10.04	15
⑤結果表			141	関連する検査項目（速度と非常止め形式等）の誤記入注意	R1.10.04	15
⑤結果表	4	4	145	巻胴式エレベーターの上部緩衝器又は上部緩衝材について	R2.02.05	18
⑤結果表	1	14	146	「ブレーキ 構成機器の作動の状況」の検査について	R2.03.06	18
⑤結果表	1	6	154	電動機主回路用接触器、ブレーキ用接触器の検査結果表記入について	R2.12.04	22
⑤結果表	特記事項		158	前年度判定間違い時の「特記事項欄」への記載方法のお願い	R3.04.05	24
⑤結果表	特記事項		159	是正の改善予定がない場合の記載方法のお願い	R3.05.11	26
⑥別添1様式			147	主索の検査結果表、別添1様式の記入要領	R3.04.07	19-20
⑥別添1様式			164	主索錆びが発生している場合のラベル撮影について	R3.10.06	27
⑭保守会社変更届			158	保守会社変更時の注意点とお願いについて	R3.04.05	25
⑭保守会社変更届			166	未契約となった物件について	R3.12.02	28
⑮報告書			131	小荷物専用昇降機の廃止届提出のお願い（更新工事で撤去したもの）	H30.12.10	11
⑮報告書			142	改善完了届での建物情報等の登録内容変更不可について	R1.11.08	15
⑮報告書			150	「保守会社変更届」改定のお知らせ	R2.08.06	20
⑮報告書			151	定期検査報告書、誤記訂正からの返送についてのお願い	R2.09.02	21
⑮報告書			163	前年度分の定期検査報告について	R3.09.07	27
⑮報告書			183	定期検査報告書 訂正依頼分の早期返却（回答）について	R5.05.10	28
⑰要是正			143	要是正判定項目の改善完了・改善予定日について	R1.12.05	16
⑲基準書			117	定期検査業務基準書2017年版の改訂概要（2016年版からの変更点）	H29.10.05	7-9
㉑法改正			155	建築基準法施行規則の一部改正について（国土交通省令第九十八号）	R3.01.08	22
㉑法改正			193	令和6年1月31日改正告示について（令和6年国土交通省告示第56号）	R6.03.05	29
㉑法改正			198	令和6年度国土交通省告示第974号について	R6.08.07	29
㉑法改正			号外	告示第283号一部改正（H29.4.1施行）に伴う「既存不適格」の判断基準について	H29.03.30	1-2
㉒行政庁			124	機械室内の換気設備の検査について（特定行政庁ご指導）	H30.05.10	10
㉒行政庁			133	昇降機等の定期検査の適正な実施について（特定行政庁ご指導）	H31.02.12	11
㉒行政庁			149	定期検査報告書類の両面印刷ご協力をお願い（特定行政庁ご指導）	R2.07.03	20
㉓国住指			135	エレベーターの地震対策の実施について（国住指第4294号）	H31.04.12	14
㉓国住指			144	建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について（国住防第7号）	R2.01.09	16
㉓国住指			145	エレベーターの要改善ブレーキの安全確保の徹底等について（国住昇第8号）	R2.02.05	17
㉓国住指			145	小荷物専用昇降機の安全確保の徹底について（国住昇第12号）	R2.02.05	17
㉓国住指			145	遊戯施設の身体保持装置等の定期的な点検等について（国住昇第9号）	R2.02.05	17
㉓国住指			152	昇降機、遊戯施設に係る事故・不具合情報の早期報告の徹底について（国住昇第5号）	R2.10.06	21
㉓国住指			156	押印を求める手続の見直し等のための国交省関係省令一部改正について（国住指第3408号）	R3.02.03	23
㉓国住指			158	建築基準法に基づく特定建築物調査員等における旧氏（旧姓）使用の取扱いについて	R3.04.05	24
㉓国住指			159	エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について（事務連絡）国交省住建指導課発	R3.05.11	25
㉓国住指			161	建築物・設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について（国住防第7号）令和元年12月26日	R3.07.05	26
㉓国住指			170	遊戯施設の維持保全計画指針に係る告示の交付について（国交省告示第412号）	R4.04.08	28
㉔国住参			203	昇降機の定期検査の適正な 実施について（国住参第3324号）	R7.01.08	29
その他			126	検査済証が交付されていない昇降機の定期検査について	H30.07.06	11

発行No.

記事内容

号外

告示第283号一部改正（H29.4.1施行）に伴う「既存不適格」の判断基準について H29.03.30

告示第283号一部改正に伴う「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版」（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター 発行）刊行の案内をしましたが、今回刊行された業務基準書2016年版では平成26年4月1日施行の平成25年国土交通省告示第1047号、第1048号等の耐震対策（主要な支持部分の強度等）関連が追加され、「既存不適格の判断基準表」の見直しが行われています。改訂版の「既存不適格の判断基準表」は添付別紙（転載・無断引用禁止）を参照ください。

＜既存不適格の判断基準 追加・改訂項目＞

(1) 別表第1：ロープ式エレベーター

① 1(18) 駆動装置の耐震対策 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

② 2(3) 主索の径の状況、鎖の摩耗の状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

③ 2(5) 昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

④ 3(2) 戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況 (H21.9.28施行 平20国告第1455号第2第三号 第四号)

⑤ 3(6) 押しボタン等の作動の状況 (H21.9.28施行 平12建告第1413号第1第七号イ)

⑥ 4(5) 頂部綱車の取付けの状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号第一号 第二号 第三号)

⑦ 4(10) ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号第一号 第二号 第三号)

⑧ 4(13) 戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況 (H21.9.28施行 平20国告第1455号第七号 第八号)

⑨ 4(16) 釣合おもり枠の状況、釣合おもり片の脱落防止措置の状況 (H26.4.1施行 平25国告第1048号)

(2) 別表第2：油圧式エレベーター

① 1(19) 油漏れ及び損傷の状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

② 1(20) 駆動装置の耐震対策 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

③ 2(1) 圧力配管の取付け状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

④ 2(3) 主索の径の状況、鎖の摩耗の状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

⑤ 2(5) かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

⑥ 2(8) プランジャーの取付け状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

⑦ 2(10) シリンダーの取付け状況 (H26.4.1施行 平25国告第1047号)

⑧ 3(2) 戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況 (H21.9.28施行 平20国告第1455号第2第三号 第四号)

⑨ 3(8) 押しボタン等の作動の状況 (H21.9.28施行 平12建告第1413号第1第七号イ)

(3) スwitchの作動の状況（煙感知器の点検口）

煙感知器の点検口のスイッチについて、「定期検査業務基準書 平成24年改正告示対応版」では施錠装置（ロープ式＝4(11)、油圧＝4(13)）の検査項目で検査し、スイッチが設けられていないものは既存不適格の判定としていましたが、スイッチに係る規定はないとの見解が示され、スイッチについては既存不適格の対象項目から除外されました。但し、スイッチが設けられている場合は、スイッチの作動状況を検査する必要があります。

また、点検口の施錠装置は設ける必要があり、昇降路における壁又は囲い（ロープ式＝4(12)、油圧＝4(14)）の検査項目で施錠装置の作動の状況を検査し、施錠装置が設けられていない場合は「既存不適格」としてください。

＜上記に伴う「既存不適格」から「指摘なし」に判定変更の場合の特記事項記入例＞

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
4(11)	施錠装置	スイッチの作動の状況	既存不適格	既存不適格の判定基準改訂	H29.4

注）判定基準改訂に伴う判定変更のため、特記事項に記載なしも可とします。

発行No.

記事内容

(4) 別表第3：段差解消機、別表第4：いす式階段昇降機
添付別紙「既存不適格の判断基準表」の段差解消機、いす式階段昇降機の項目全て追加

(5) 別表第5：エスカレーター、別表第6：小荷物専用昇降機 追加・改訂なし
既存不適格の判断基準について、耐震関係など検査時の状態で判断することが困難なものについては設置時期により判断することとし、告示第283号別表の解説に既存不適格欄を追加し設置時期で判断するものと、検査時の状態で判断するものがあるよう「時期」または「状態」が記載されています。

第4章 昇降機の検査項目、検査方法、判定基準の解説

【ロープ式エレベーター】

1 機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）
1(1) 機械室への通路及び出入口の戸

(ろ) 検査事項	1 機械室 (1) 機械室への通路及び出入口の戸 機械室の戸の設置及び施錠の状況
(は) 検査方法	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。
(に) 判定基準	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の9第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
関係法令	令第129条の9第四号 四 出入口の幅及び高さは、それぞれ、70 cm以上及び1.8m以上とし、施錠装置を有する鋼製の戸を設けること。

機械室あり				機械室なし				構造		既存不適格
乗	荷	自	ホ	乗	荷	自	ホ	非	巻	該当
◎	◎	◎	◎	×	×	×	×			状態

設置時期での判断について

昇降機の確認済証交付年月日	既存不適格の判断
施行日以前で改修履歴なし	既存不適格に判定。
施行日以降	既存不適格の指摘なし。但し、建物の確認年月日等により、既存不適格になる場合もある。

発行No.

記事内容

111

定期検査報告書・検査結果表の改訂について H29.04.11

告示第283号の一部改正（平成29年4月1日施行）に伴う検査結果表の改訂並びに既存不適格項目の判断基準の見直しについて前号までで通知してきましたが、「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2017年版」（以下「業務基準書」と記載）の発行に伴う改訂があります。製造者が設定する検査基準の最新版に基づき検査し、検査結果表の8項「上記以外の検査項目」欄に記入する項目もありますのでご留意ください。

<改訂項目>

(1) 定期検査報告書第二面【8. 備考】（業務基準書 39ページ）

戸開走行保護装置の部品等を設置当初と異なる仕様のものに交換した場合には、交換後初回の定期検査報告書に交換後の大臣認定番号と部品の変更内容を記載する。

(2) 再使用・所有者等変更届の標準様式例（業務基準書 53ページ～57ページ）

使用休止を解除する際には事前に定期検査を実施し、「再使用届」と共に定期検査報告書を提出することと記載されていますが、従来通り「再使用」を表記した定期検査報告書のみの提出で構いません。

また、所有者等に変更があった場合は所有者変更届を提出することと記載されていますが、従来通り定期検査報告書の所有者欄に新旧併記した定期検査報告書のみの報告でお願いします。

(3) 1（14）巻上機（ブレーキ）構成機器の作動の状況の解説（業務基準書 239ページ）

製造者が引きずり防止の設計等の安全確保のための措置に対する検査基準等を設定している場合は、検査結果表「8上記以外の検査項目」欄に「1（14）ブレーキ対策」と記入し、その内容（例：「エレベーターが正常に走行することを確認」等、製造者が設定する検査基準参照）と検査結果を記入してください。

(4) 4（6）调速機ロープの解説（業務基準書 283ページ）

釣合おもり側の调速機ロープがある場合は、検査結果表「8上記以外の検査項目」欄に検査結果を記載してください。

上記の③④の「8上記以外の検査項目」欄の記入例は下表（ホームページ掲載予定）を参照ください。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
8	上記以外の検査項目					
	1(14)ブレーキ対策（製造者が設定する検査基準に基づき、その内容を記入してください）					
	4(6)调速機ロープ（釣合いおもり側）					
	径の状況					
	直径（ mm）未摩耗直径（ mm）（ %）					
	素線切れ					
	該当する素線切れ判定基準（ ）					
	素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分（あり・なし）					
	直径（ mm）未摩耗直径（ mm）（ %）					
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ ）					

発行No.

記事内容

(5) 接触器、継電器及び運転制御用基板の解説（業務基準書 228ページ）
製造者による判定基準等が開示されていますので、それぞれの製造元の該当機種、該当接触器の判定基準（目視、回数、年数等）及びフェールセーフ設計の有無を確認し検査実施願います。

記入例

ア) 「主接点目視確認の結果＝適」「フェールセーフ設計＝該当しない」「製造者指定交換基準＝稼働年数10年」

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号		
		指摘なし	要重点検査	要是正	既存不適合			
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）							
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（10年） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（）	適・否・確認不可	最終交換日 平成27年10月1日 A 2年	○		
		イ. 製造者が指定する交換基準と検査結果（最終交換日欄）の記入例 Aは該当の接触器の名称を記入						
①	作動回数の場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 （作動回数100万回）	最終交換日 平成26年10月1日 A B 70万回					
②	交換基準が異なる場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 5年、10年	最終交換日 平成27年4月1日 平成26年10月1日 上段：A、下段：B A 1年、B 2年					
③	接点の状態確認の場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 （著しい摩耗があること）	最終交換日 平成27年4月1日 A 著しい摩耗なし					
④	製造者が指定する交換基準がない場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 （なし）	最終交換日 平成27年4月1日 A					
⑤	カッコ内に書ききれない場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 （特記事項欄に記入）	最終交換日 平成27年4月1日 A 特記事項欄に記入					
		イ. 製造者が指定する交換基準 （別添）	最終交換日 平成27年4月1日 A 別添					

1) フェールセーフ設計が判断できない場合は、「該当しない」を○で囲んでください。
2) 交換基準が異なる場合には、②のように交換基準を記入してください。
3) 交換基準により判定する場合は、対象となる接触器全てに対して検査を行ってください。なお、製造者が検査するにも関わらず、接触器の接点状態を確認できない場合には、要是正としてください。
4) ③のように製造者が「著しい摩耗があること」のように接触器の接点状態を確認することを交換基準に定めている場合、検査者が「著しい摩耗があること」を記入してください。
5) 製造者が交換基準を定めていない場合には、④のように「なし」と記入してください。
6) 最終交換日には、検査を行った接触器の中から、交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を記入してください。また、本体一式交換の場合は、本体一式交換の日を記入してください。
7) 最終交換日の欄の空白には、「その他必要と考える事項がある場合」として、交換基準で判定した結果を記入してください。対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器の名称及び判定した結果を記入してください。また、交換基準が異なる場合は、②のように交換基準ごとに記入してください。なお、ひとつの交換基準に対して複数の接触器を検査する場合には、⑥で選択した接触器及び⑦で選択した接触器が異なる場合があります。その場合の記入例を⑧に示します。
8) 製造者が「判定した結果として記入する接触器」を指定している場合には、その接触器の名称を記入してください。
9) 交換基準をカッコ内に書ききれない場合には、⑤のように「特記事項欄に記入」「別添」など記入した箇所を記入してください。

112 検査結果表（接触器、ブレーキプランジャーストローク）の記入について H29.05.15

新検査結果表の「電動機主回路用接触器の主接点」「ブレーキ用接触器の接点」「ブレーキプランジャーストローク」について、誤記入・未記入等が多数あり苦慮しています。修正依頼等で検査者の皆さんにも多大な負荷をおかけしていることと思います。検査報告済証の発行も遅れることとなりますので、下記の誤記入・未記入例を参照いただき、誤記入・未記入の改善をお願いします。

<誤記入・未記入例>

(1) 電動機主回路用接触器の主接点、ブレーキ用接触器の接点（定期検査業務基準書224頁参照）

①最終交換日の下に該当の接触器名称が記入されていない。
②該当の接触器名称の下に使用年数、使用回数等が記入されていない。（交換基準なしは記入不要）

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点	適・否・確認不可					
			主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（）	最終交換日 平成××年××月××日 ○○ ○○ △年 □回					
○○：該当の接触器名、△：使用年数、□：使用回数									

③交換基準を超えていても「指摘なし」に判定されている。
④インバーター制御方式で電動機主回路用接触器がないものがありますので、各社の基準書に基づき記入してください。

(2) ブレーキプランジャーストローク（定期検査業務基準書238、239頁参照）

①要改善ブレーキに該当しないものは「イ. 構造上対象外」に○をしてください。
②要改善ブレーキに該当するものは「プランジャーストロークの測定報告書」を添付してください。
③製造者が引きずり防止の措置等に対する検査基準等を設定している場合「8上記以外の検査項目」欄等に「1（14）ブレーキ対策」と記入し、その内容と検査結果を記入してください。
記入例）「1（14）ブレーキ対策 エレベーターが正常に走行することを確認する」
検査結果＝指摘なしに○
④要改善ブレーキには該当しないが、定期検査時にプランジャーストロークを測定するよう製造者が定めているものがあります。各社の基準書に基づき記入してください。

4 ページ

発行No.	記 事 内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
114	「要改善ブレーキ」の定期検査報告書等の記入方法について H29.07.10 「要改善ブレーキ」に該当するエレベーターについては、定期検査報告に合わせて、「【様式2】プランジャーストロークの測定報告書」を添付して報告するよう通知済（H29.5.15 No.112 3-2）-②）ですが、この度、特定行政庁業務連絡会議の席上で、「要改善ブレーキ」の報告方法について、下記のとおり決定しましたので、本日以降提出分については、この記入方法により記入して提出願います。 （1）「要改善ブレーキ」改善未完了の場合 定期検査報告書（第36号の4様式）第二面の【8. 備考】欄へ「要改善ブレーキ」と記入して報告する。 また、検査結果表（別記第一号）の1（14）ブレーキのプランジャーストロークは、「ロ」を○で囲み、製造者が指定する要重点点検・要是正となる基準値を記入し検査で測定した寸法を記入する。 定期検査報告書の記入例 【8. 備考】 要改善ブレーキ ↓ <table><tr><td rowspan="4">(14)</td><td rowspan="4">巻上機</td><td rowspan="4">ブレーキ</td><td>しゅう動面への油の付着の状況</td><td colspan="2">適・否</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>保持力</td><td colspan="2">適・否</td></tr><tr><td>イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認</td><td colspan="2">適・否</td></tr><tr><td>ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認</td><td colspan="2">適・否</td></tr><tr><td>ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">パッドの厚さ</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">イ. 製造者が指定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (6.5以下 mm)</td><td>右</td><td>10.0</td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (5.5以下 mm)</td><td>左</td><td>10.0</td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">プランジャーストローク</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">イ. 構造上対象外</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ロ. 製造者が指定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (14.0～14.5 mm)</td><td colspan="2"></td><td>15.0</td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (14.0未満 mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （2）「要改善ブレーキ」改善完了の場合 定期検査報告書（第36号の4様式）第二面の【8. 備考】欄へ「要改善ブレーキ（H29.〇.〇完了）」（〇は完了月日）と記入して報告する。完了日の次年度以降は記入不要。 また、検査結果表（別記第一号）の1（14）ブレーキのプランジャーストロークは、「イ」を○で囲み、「8上記以外の検査項目」に「1（14）ブレーキ対策 温度ヒューズを取り外しエレベーターが停止していること。」等のブレーキ引きずり防止の措置を記入する。 定期検査報告書の記入例 【8. 備考】 要改善ブレーキ(H29.7.5完了) ↓ <table><tr><td rowspan="4">(14)</td><td rowspan="4">巻上機</td><td rowspan="4">ブレーキ</td><td>しゅう動面への油の付着の状況</td><td colspan="2">適・否</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>保持力</td><td colspan="2">適・否</td></tr><tr><td>イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認</td><td colspan="2">適・否</td></tr><tr><td>ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認</td><td colspan="2">適・否</td></tr><tr><td>ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">パッドの厚さ</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">イ. 製造者が指定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (6.5以下 mm)</td><td>右</td><td>10.0</td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (5.5以下 mm)</td><td>左</td><td>10.0</td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">プランジャーストローク</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">イ. 構造上対象外</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ロ. 製造者が指定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要重点点検となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">要是正となる基準値 (mm)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>8</td><td>上記以外の検査項目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1</td><td>(14) ブレーキ対策 温度ヒューズを取り外しエレベーターが停止していること。</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否		○					保持力	適・否		イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認	適・否		ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認	適・否		ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認										パッドの厚さ											イ. 製造者が指定する											要重点点検となる基準値 (6.5以下 mm)			右	10.0	mm						要是正となる基準値 (5.5以下 mm)			左	10.0	mm						ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する											要重点点検となる基準値 (mm)											要是正となる基準値 (mm)											プランジャーストローク											イ. 構造上対象外											ロ. 製造者が指定する											要重点点検となる基準値 (14.0～14.5 mm)					15.0	mm					要是正となる基準値 (14.0未満 mm)											ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する											要重点点検となる基準値 (mm)											要是正となる基準値 (mm)											(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否		○					保持力	適・否		イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認	適・否		ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認	適・否		ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認										パッドの厚さ											イ. 製造者が指定する											要重点点検となる基準値 (6.5以下 mm)			右	10.0	mm						要是正となる基準値 (5.5以下 mm)			左	10.0	mm						ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する											要重点点検となる基準値 (mm)											要是正となる基準値 (mm)											プランジャーストローク											イ. 構造上対象外											ロ. 製造者が指定する											要重点点検となる基準値 (mm)											要是正となる基準値 (mm)											ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する											要重点点検となる基準値 (mm)											要是正となる基準値 (mm)											8	上記以外の検査項目										1	(14) ブレーキ対策 温度ヒューズを取り外しエレベーターが停止していること。	○								
(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			保持力	適・否																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認	適・否																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認	適・否																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
パッドの厚さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
イ. 製造者が指定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (6.5以下 mm)			右	10.0	mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
要是正となる基準値 (5.5以下 mm)			左	10.0	mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要是正となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
プランジャーストローク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
イ. 構造上対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ロ. 製造者が指定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (14.0～14.5 mm)					15.0	mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
要是正となる基準値 (14.0未満 mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要是正となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			保持力	適・否																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認	適・否																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認	適・否																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
パッドの厚さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
イ. 製造者が指定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (6.5以下 mm)			右	10.0	mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
要是正となる基準値 (5.5以下 mm)			左	10.0	mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要是正となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
プランジャーストローク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
イ. 構造上対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ロ. 製造者が指定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要是正となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要重点点検となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要是正となる基準値 (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	上記以外の検査項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	(14) ブレーキ対策 温度ヒューズを取り外しエレベーターが停止していること。	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

115

電動機主回路用接触器、ブレーキ用接触器の検査結果表記入について H29.08.07

電動機主回路用接触器、ブレーキ用接触器について、フェールセーフ設計に該当する接触器と、該当しない接触器が混在する機種があります。混在する場合は、フェールセーフ設計に該当しない接触器の交換基準、最終交換日、接触器名称、稼働年数、作動回数を検査結果表に記入して報告願います。

記入例は下記のとおりですが、この記入例で示す別添用紙は製造者が指定する用紙を使用してください。

各接触器の検査事項は、製造者が指定する基準に基づき、接点の摩耗状態、開閉回数等を選択し検査してください。記入例では、目視確認実施の場合に「要」となる「接点の摩耗状態」「可動部の状況」にチェックし検査したものになります。接触器の種類により、開閉回数、使用年数になるものもあります。

＜フェールセーフ設計に該当する接触器と該当しない接触器が混在する場合の検査結果表記入例＞

回路区分	接触器及び電磁器	フェールセーフ設計	検査事項	検査結果	検査方法	判定基準	測定・確認記録	最終交換日	結果
電動機	1	非該当	接点の摩耗状態	要	目視確認	接点の摩耗量を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	2	非該当	可動部の状況	要	目視確認	可動部の状態を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	3	該当	開閉回数	要	目視確認	使用開始からの開閉回数を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	4	該当	使用年数	要	目視確認	使用開始からの年数を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	4A	非該当	接点の摩耗状態	要	目視確認	接点の摩耗量を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	4B	該当	可動部の状況	要	目視確認	可動部の状態を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
ブレーキ	1	非該当	接点の摩耗状態	要	目視確認	接点の摩耗量を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	2	非該当	可動部の状況	要	目視確認	可動部の状態を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	4A	非該当	開閉回数	要	目視確認	使用開始からの開閉回数を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし
	LB	非該当	使用年数	要	目視確認	使用開始からの年数を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない	(要) 年 月 日	指摘なし

別添：検査記録表など製造者が指定している用紙
接触器名：別添用紙に記載した接触器の中で、最も早く交換時期に達する接触器を代表として記入
最終交換日：主接点等の交換日（未交換の場合は検査済証交付年月日等）で、別添の検査記録表に記載した最終交換日。

検査記録表の例

1 (6)機械室 制御器 接触器、電磁器及び運転制御用基板 検査記録表 (フェールセーフ設計に該当しない場合)

検査項目 ロープ式エレベーター・油圧式エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機

検査事項 目視確認 目視確認しない場合 タイマリレーの場合

検査方法 注1

判定基準 注1

測定・確認記録

最終交換日

結果

注1:定期検査実施時に、当該ホームページの「定期検査情報」から検査方法・判定基準の最新判別を必ずその都度確認してください。

注2:接点を目視確認する場合でも、開閉回数で判定するものがあります。

115

昇降機事故発生時の特定行政庁への報告について H29.08.07

昇降機における死亡若しくは重症の人身事故等が発生した場合は、速やかに特定行政庁に報告しなければなりません。速やかな報告が必要であることを、所有者・管理者の皆様へ周知願います。また「昇降機事故報告書」の作成に当たっては、保守点検業者皆様のご協力をお願いします。

（下記、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（抜粋）及び解説参照）

【＊昇降機事故報告書の様式は添付別紙参照】

＜昇降機の適切な維持管理に関する指針＞（抜粋）

第3 事故・災害の発生時の対応

- 所有者は、人身事故が発生した場合は、応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防及び警察に連絡するものとする。
- 所有者は、前項の人身事故が昇降機における死亡若しくは重症又は機器の異常等が原因である可能性のある人身事故に相当する場合は、別表1の昇降機事故報告書により速やかに特定行政庁に対して報告するものとし、当該報告書の作成に当たって必要に応じて保守点検業者の協力を求めるものとする

3～5 省略

＜昇降機の適切な維持管理に関する指針＞（解説）解説書36ページ

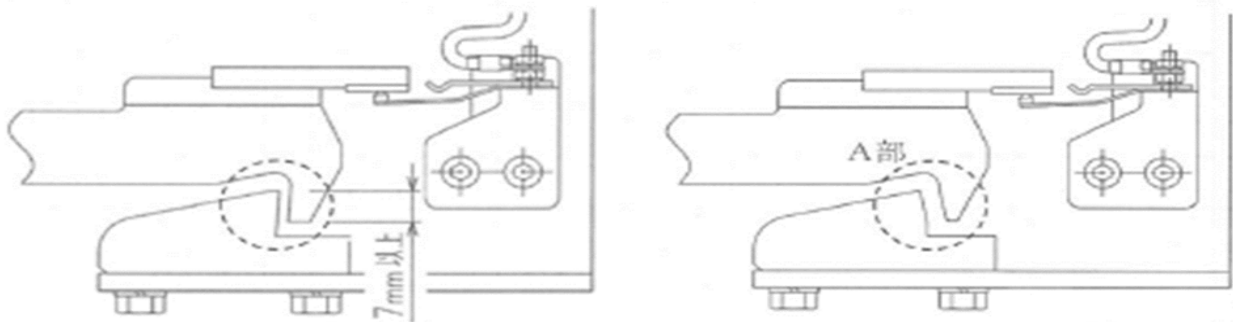
第2項 特定行政庁への報告

人身事故において死亡者若しくは重症者が発生した場合、又は昇降機の機器の異常等が原因で発生した可能性のある人身事故若しくは利用者に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合は、所有者等は速やかに特定行政庁＊注1）に対し報告＊注2）（具体的には、地域を管轄する都道府県又は市町村等の建築行政担当課に報告）しなければなりません。昇降機事故報告書の作成に当たっては必要に応じて保守点検業者の協力を求めてください。当該報告書には、事故原因、事故防止対策等直ちに記入できない項目もあるので、記入できる範囲で作成し迅速に報告することが重要です。

＊注1）建築主事（建築計画が建築基準法に適合していることを確認する役割を担います。）を置く市町村の区域についてはその市町村長、その他の区域については都道府県知事をいいます。

＊注2）報告すべき事故か判断できない場合には、まずは特定行政庁に事故の概要を口頭で報告し報告書提出の要否を確認してください。

発行No.	記 事 内 容																								
117	定期検査業務基準書2017年版の改訂概要（2016年版からの変更点）H29.10.05 「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書2017年版」が刊行・販売され、講習会についても、前号で案内しましたが、その講習会で改訂概要（2016年版から変更点）の説明がありましたので、主な改訂概要について、下記のとおり（改訂部分を朱書き）お知らせします。 ＜主な改訂概要＞ 2章. 昇降機・遊戯施設定期検査報告書の書式及び記入要領 （1）既存不適格について ①段差解消機に係る構造基準（平12建告第1413号）の一部改正により、段差解消機の昇降行程に係る規定が改正されたことを受け、以下検査事項を「既存不適格表」に追加（2016年版：P50）（改正告示の施行は平成30年4月1日） ・4(3)かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動の状況 ・4(8)用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況 ・4(9)車止めの取り付けの状況（車止めがある段差解消機のみ対象） ⇒設置基準について不明なため詳細確認中です。詳細判明後、再度、お知らせします。 ・5(2)乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動の状況 昇降行程が1 m以下のものも検査が必要になり、手すりのスイッチ等の装置がないものは「抹消」から「既存不適格」に変わります。 ②遊戯施設に係る既存不適格を整理（2016年版：P51） <table><tr><th>番号</th><th>施行年月日</th><th>検 査 事 項</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>4(3)</td><td>平成21年09月28日</td><td>・ロープガードの状況</td><td>・平21国告第622号</td></tr><tr><td>4(5)</td><td>平成26年04月01日</td><td>・釣合おもり枠の状況 ・釣合おもり片の脱落防止装置</td><td>・平25国告第1049号</td></tr><tr><td>5(6)</td><td>平成12年06月01日</td><td>・追突防止装置の作動の状況</td><td>・平12建告第1427号</td></tr><tr><td>7(4)</td><td>平成21年09月28日</td><td>・ガイドレール等とガイドレールの接合部</td><td>・平21国告第621号</td></tr><tr><td>10(2)</td><td>平成12年06月01日</td><td>・着水プールの深さと長さ</td><td>・平12建告第1426号</td></tr></table> 3章. 昇降機・遊戯施設の検査項目、検査方法及び判定基準 （1）遊戯施設の検査項目、検査方法及び判定基準、添付書類 ① 平20国告284号の主な改正概要を追記（2016年版：P157） ② 平20国告第284号改正にあわせ、別表、検査結果表の修正（2016年版：P157～P190） 改訂箇所の詳細は省略します。2017年版：P157～P193を参照ください。 4章. 昇降機の検査項目、検査方法、判定基準の解説 （1）ロープ式エレベーター ①かご外への連絡装置等に係る運用基準が明確化されたことに伴う解説の見直し (2016年版：P270) 【平20国告第283号の改正は無し】 ・3(8)外部連絡装置(略) 設置及び作動の状況 ○検査対象の解説 検査対象となるものは、令第129条の10第3項第三号（停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置）に規定された装置（外部連絡装置）であり、外部連絡装置とはインターホン、警報ベル又は電話機等のかご内からかご外の人に合図を行える装置全般をいいます。 外部連絡装置を複数設けている場合は、すべて検査対象となります。 なお、電話機（建築物に設置された電気通信設備を含む）には、電話回線を通じてかご内からかご外に連絡を行える装置一般を含みます。 電話機については、当該建築物外の停電又は電話回線の輻輳等により一時的に外部に連絡できない場合があります。このことを建築物の所有者等が認識した上で、保守会社等に外部連絡装置として 設置させた場合は、検査対象となります。	番号	施行年月日	検 査 事 項	関係法令	4(3)	平成21年09月28日	・ロープガードの状況	・平21国告第622号	4(5)	平成26年04月01日	・釣合おもり枠の状況 ・釣合おもり片の脱落防止装置	・平25国告第1049号	5(6)	平成12年06月01日	・追突防止装置の作動の状況	・平12建告第1427号	7(4)	平成21年09月28日	・ガイドレール等とガイドレールの接合部	・平21国告第621号	10(2)	平成12年06月01日	・着水プールの深さと長さ	・平12建告第1426号
番号	施行年月日	検 査 事 項	関係法令																						
4(3)	平成21年09月28日	・ロープガードの状況	・平21国告第622号																						
4(5)	平成26年04月01日	・釣合おもり枠の状況 ・釣合おもり片の脱落防止装置	・平25国告第1049号																						
5(6)	平成12年06月01日	・追突防止装置の作動の状況	・平12建告第1427号																						
7(4)	平成21年09月28日	・ガイドレール等とガイドレールの接合部	・平21国告第621号																						
10(2)	平成12年06月01日	・着水プールの深さと長さ	・平12建告第1426号																						

発行No.	記 事 内 容
	○検査方法の解説 外部連絡装置は、通常電源の場合と停電の場合との両方で、機能が満たされていることを確認する必要があります。電話機についても、通信経路に該当する設備等については、必要に応じて所有者・管理者等に確認し、必ず停電検査を実施してください。 なお、建築物外の通信事業者及び受信会社の設備の停電検査は必要ありません。 ○判定基準の解説 次のような場合は要是正としてください。 1) 常時連絡可能ではないと考えられる場合 外部連絡装置が設置されている管理人室、事務所等に管理人等が常駐していない場合又は外部連絡装置を住戸内等に設置している場合は、常時連絡可能とはいえないため、要是正としてください。ただし、外部（共用部等）でインターホン等の鳴動が確認でき、鳴動時の対応方法が明示されている等の適切な措置が講じられている場合は、指摘なしと判定してください。 2) 停電検査を適切に実施していない場合 外部連絡装置の停電検査を適切に実施していない場合、要是正となります。電話機についても建築物内の通信経路について、関連装置（PBX、ルーター等）を含めて全て停電させた状態として検査する必要があります。 3) 複数の外部連絡装置を設けているが、すべての検査を行っていない場合 複数の外部連絡装置を設けている場合、すべての外部連絡装置について検査が必要となりますので、例えばそのうち一つでも2)に該当するような場合は要是正としてください。 ただし、一つの外部連絡装置で常時外部に連絡できる場合は、当該装置のみを検査し他の装置を特記事項欄に記入してください。 4) 外部連絡装置が、エレベーターの三方枠又はその付近の壁といった、シャッター等で覆われてしまう場所に設置されている場合 ○定期検査報告書等の記入方法の解説 外部連絡装置を複数設けている場合は、「特記事項」欄に装置名及び検査結果を全て記入してください（インターホンだけが複数台設置されているなどの場合は、記入不要です）。 ②施錠装置について運用を明確にするため、判定基準の解説に加筆するとともに、図の追加等（2016年版：P283～P284） 【平20国告第283号の改正は無し】 ・4(11)施錠装置 ロック機構の状況 ○判定基準の解説 施錠装置は、ラッチの自重、スプリング等により機械的に施錠されていることを確認してください。また、施錠装置を電動で作動させるものにあつては、制御用電源が断たれても機械的に施錠されていることを確認してください。 保持力減少の確認は、施錠された状態で戸を強く引くなどして、施錠が外れないことを確認してください。なお、平20国告第1447号第六号に、ラッチの係合部分の寸法が定められていますので図の例に示すように7mm以上かかっていることを確認してください。摩耗等により係合部分（係合部が摩耗した例のA部）の角度が変化して施錠に係る力が減少する状態となっている場合は要是正としてください。  施錠された状態の例 係合部が摩耗した例

発行No.	記事内容																																																																																					
	(2) 段差解消機 段差解消機に係る構造基準（平12建告第1413号）改正に伴い、以下、段差解消機の検査項目に係る解説の見直し【平20国告第283号の改正は無し】 ・4(3)かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動の状況（2016年版：P444～P445） 関係法令 平12建告第1413号第1第九号ハ ハ 制御器は、昇降行程が1.0mを超えるものにあつては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">参照解説</th><th colspan="7">駆動方式</th><th>既存不適格</th></tr> <tr> <th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⇒該当</th></tr> <tr> <td></td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>⇒状態</td></tr> </table> ・4(8)用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況（2016年版：P447） <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">参照解説</th><th colspan="7">駆動方式</th><th>既存不適格</th></tr> <tr> <th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⇒該当</th></tr> <tr> <td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>⇒状態</td></tr> </table> ・4(9)車止めの取り付けの状況（車止めがある段差解消機のみ対象）（2016年版：P447） ⇒設置基準について不明なため詳細確認中です。詳細判明後、再度、お知らせします。 ・5(2)乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動の状況（2016年版：P452） <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">参照解説</th><th colspan="7">駆動方式</th><th>既存不適格</th></tr> <tr> <th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⇒該当</th></tr> <tr> <td></td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>○⇒◎</td><td>⇒状態</td></tr> </table> 5章. 遊戯施設の検査項目、検査方法、判定基準の解説 (1) 5章共通【下記、全般見直し】（2016年版：P543～P602） ①全ての検査項目に「（ろ）検査事項」、「（は）検査方法」、「（に）判定基準」を掲載 ②関係法令を整理 ③平20国告第284号の改正にあわせ解説の見直し ④検査結果表「別記（注記）」の内容を掲載 改訂箇所の詳細は省略します。2017年版：P549～P642を参照ください。 6章. 関連通知等 (1) 定期報告関係通達及び事務連絡について、「共通（変更無し）」、「昇降機（変更無し）」 「遊戯施設（以下(2)の技術的助言を追加）」に分類分け（2016年版：P603～P624） (2) 遊戯施設定期検査告示改正に係る技術的助言を追加（2016年版：記載なし） 改訂箇所の詳細は省略します。2017年版：P643～P666を参照ください。								参照解説	駆動方式							既存不適格	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⇒該当		○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	⇒状態	参照解説	駆動方式							既存不適格	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⇒該当		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	⇒状態	参照解説	駆動方式							既存不適格	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⇒該当		○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	⇒状態
参照解説	駆動方式							既存不適格																																																																														
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⇒該当																																																																														
	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	⇒状態																																																																														
参照解説	駆動方式							既存不適格																																																																														
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⇒該当																																																																														
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	⇒状態																																																																														
参照解説	駆動方式							既存不適格																																																																														
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⇒該当																																																																														
	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	⇒状態																																																																														

発行No.	記 事 内 容
121	油圧エレベーターの検査項目「4(12)ガイドレール及びレールブラケット」について H30.02.06 油圧エレベーターの検査項目4(12)ガイドレール及びレールブラケットを既存不適格で報告される間違いが数件あり、その都度修正依頼でお知らせしていますが、平成29年8月31日に定期検査業務基準書2016年版の正誤表が発行され、既存不適格には該当しないことに訂正されています。今後、報告されるもので、油圧エレベーターの4(12)ガイドレール及びレールブラケットは既存不適格に判定しないよう徹底ください。 また、油圧エレベーターの1(20)駆動装置等の耐震対策について、判断基準の施行日は「平成21年9月28日」になりますのでご注意ください。 定期検査業務基準書の既存不適格の判断基準一覧表（2016年版：47ページ、2017年版：47ページ）では、ロープ式エレベーターの1(18)と同じ行に油圧エレベーターの1(20)が記載されており、ロープ式エレベーターの施工日「平成26年4月1日」と紛らわしくなっていますが、同業務基準書の第4章の解説（2016年版：349ページ、2017年版：354ページ）に既存不適格の解説として、「平21国告第703号施行の平成21年9月28日を基準に判定してください。」と解説されています。
124	機械室内の換気設備の検査について（特定行政庁ご指導）H30.5.10 機械室内の換気設備の検査において、外部からの騒音対策で換気ダクトが塞がれているものがあり、換気扇の作動状態のみを検査するのではなく、換気口等も含めて検査するよう特定行政庁ご担当者様からご指導がありました。 エレベーター機械室の換気については、令第129条の9第三号で、換気上有効な開口部又は換気設備を設けることと規定されています。室温を40℃以下に保つための換気設備であること等を所有者・管理者に説明し換気口を塞ぐことのないよう留意願います。
125	主索、主索の取付部等の既存不適格の判定変更時の特記事項記入のお願い H30.6.8 昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2016年版講習会のQ&A（H29. 8. 31 昇降機センターのホームページに掲載）で、主索の径の状況の既存不適格の判断について、『「昇降機技術基準の解説」のP1.3-30、131（主要な支持部分の強度評価比較表）において、評価の基準値、強度評価における条件に合致しており、地震時の強度の評価が省略可となっているものは、既存不適格を解消できます。平成12年建告第1414号施行前のエレベーターについては別途強度計算が必要です。』の回答があり、主索等の判定を前年度「既存不適格」→今年度「指摘なし」に変更されて報告されるものがありますが、変更理由については、検査結果表の特記事項に必ず記載するようお願いします。 誤記入or判定変更かの判断に苦慮していますので、よろしくお願いします。

発行No.	記 事 内 容
126	昇降機の定期検査報告書 第二面【5. 昇降機の概要】について H30.7.6 第二面【5. 昇降機の概要】の【ハ. 駆動方式】【二. 用途等】【ホ. 機械室の有無】はエレベーターの場合のみ口に✓が必要になります。小荷物専用昇降機の報告書で「荷物用」に✓を記入するなどの誤記入があります。下記を参照いただき誤記入のないようお願いいたします。 【5. 昇降機の概要】 (番号) 【イ. 種類】 ☐ 建築設備 ☐ 工作物 【ロ. 種別】 ☐ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用 【ハ. 駆動方式】 ☐ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他 () 【二. 用途等】 ☐ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用 【ホ. 機械室の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格 速度) (積 載 量) (定 員) (踏 段 の 幅) (勾 配) (Kw) (m/min) (Kg) (人) (m) (度) 【ト. 停止階】 階 (停止階床数) 【チ. 製造者名】 報告書記入の注意 (1. 各面共通関係、2. 第一面関係、3. 第二面関係・～・、・～・ 省略) ⑫5欄の「番号」は、報告する昇降機を特定できる番号、記号等を記入してください。 ⑬5欄の「イ」は、建築設備である昇降機の場合には「建築設備」のチェックボックスに、工作物である昇降機の場合には「工作物」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。 ⑭5欄の「ロ」は、「エレベーター」、「エスカレーター」又は「小荷物専用昇降機」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、エレベーターであって階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するものは、併せて「斜行」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑮5欄の「ハ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「ロープ式」、「油圧式」又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せてその具体的な駆動方式を記入してください。 ⑯5欄の「二」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「乗用」、「寝台用」、「自動車運搬用」又は「荷物用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて、「乗用」の場合に、「人荷共用」又は「非常用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「荷物用」とは、エレベーターのうち、乗用、寝台用又は自動車運搬用以外のものをいいます。 ⑰5欄の「ホ」は、エレベーターについてのみ、「ヘ」の「電動機の定格容量」は、駆動装置が電動機である場合のみ、「定員」は乗用エレベーターについてのみ、「踏段の幅」はエスカレーターについてのみ、「勾配」はエスカレーター及び階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターについてのみそれぞれ記入してください。
126	検査済証が交付されていない昇降機の定期検査報告について H30.7.6 以前より、検査済証が未交付で定期検査報告もされないまま使用されている昇降機については、該当の特定行政庁に相談し、定期検査報告を受理していただくよう通知していますが、まだまだ相当数の物件があるようです。 建物等に不備があるなどの理由で容易には進まないことではありますが、該当物件については個別対応しますので情報連絡をお願いします。
131	小荷物専用昇降機の廃止届提出のお願い(更新工事で撤去したもの) H30.12.10 小荷物専用昇降機の台帳整備につきましては、関係者皆様のご理解、ご協力により4, 133台を登録し廃止・休止・対象外(官公庁等)も順次登録できています。台帳整備する中で更新工事等により撤去されているものが台帳に残り重複登録されているものもあります。更新工事等で本体を撤去された場合は、エレベーター同様に廃止届の提出をお願いします。撤去号機の台帳登録有無が不明のものについては、お手数をおかけしますが、協議会にお問い合わせくださいますよう重ねてお願いいたします。
133	昇降機等の定期検査の適正な実施について(特定行政庁通達) H31.2.12 この度、他地区において、無資格者による定期検査の実施、有資格者による事実と異なる検査結果の記載等が国土交通省に報告され、特定行政庁から保守(検査)会社に対し、適正な定期検査の実施を周知するよう通知がありました。 関連の保守(検査)会社には、別途「昇降機の定期検査の適正な実施について」(H31.2.6付け検査協議会発信文書)を送付していますが、定期検査報告に携わる関係者の皆様は定期検査報告制度に則り、特に下記の注意喚起通知事項を遵守するようお願いいたします。 ≪注意喚起通知事項≫ ・昇降機等の安全を確保するため、適正に定期検査を実施すること。 ・違法行為を把握した場合は、速やかに国土交通省又は特定行政庁へ報告すること。 ・次の行為を行わないこと。 無資格者による定期検査の実施 定期検査報告書への検査を実施していない検査者氏名の記載事実と異なる検査結果の記載

発行No.	記 事 内 容
134	荷物用エレベーターの検査対象項目に関する注意事項について H31.3.11 荷物用エレベーター（ロープ式・油圧）で、乗用（人荷用含む）・寝台用エレベーターと異なる下記の検査項目（①はかり装置、②停電灯装置、③地震時等管制運転装置）について、再確認いただきますようお願いいたします。 ① はかり装置（ロープ式：2.8、油圧：2.7）⇒荷物用は検査の対象外 ② 停電灯装置（ロープ式：3.12、油圧：3.13）⇒荷物用は検査の対象外 ↓ 令第129条の10第3項第四号で規定されている「はかり装置」「停電灯装置」は、乗用エレベーター又は寝台用エレベーターに限られており、荷物用エレベーターは除外される。 ＜関連規則＞ 令第129条の10（エレベーターの安全装置） 1～2 省略 3エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。 一～三 省略 四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあっては、次に掲げる安全装置 イ 積載重に1.1を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置 ロ 停電の場合においても、床面で1ルクス以上の照度を確保することができる照明装置 4 省略 ③地震時等管制運転装置（ロープ式：2.10、油圧：2.14）が検査の対象外になるもの a.乗用エレベーター（人荷用含む）、寝台用エレベーターで昇降行程が7m以下のもの b.平25国告第1052号第2で安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法のもの ↓ 荷物用エレベーターで昇降行程が7m以下であっても、かご内で人が操作できる（かご内に操作盤がある）ものは、平成25国告第1052号第2で安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法に該当しないため検査の対象となります。従い、この項目は抹消できません。 ＜関連規則＞ ・平成12年建設省告示第1413号 （特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件） 第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の3第2項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。以下省略 一～三 省略 四 昇降行程が7m以下の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター 令第129条の6、第129の7、第129の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第4項の規定によること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。 ↓

発行No.	記 事 内 容
	昇降機技術基準の解説（２０１６年版 抜粋 １.３-９頁） 令第１２９条の１０第二号及び平２０国告第１５３６号で、地震その他の衝撃が生じた場合に出入口の戸、非常着床用出入口の戸の位置に自動的に停止し、戸を開いて利用者をかごから退避させ可能な限り閉じ込め被害を少なくする機能を持った、地震時等管制運転装置の設置が義務付けられているが、本号では乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限り、昇降行程が短い（昇降行程が７ｍ以下）エレベーターでは、令第１２９条の１０第３項第二号の規定を適用除外としている。 五～十 省略 ・平２５国告第１０５２号第２ 令第１２９条の１０第３項第二号及び第三号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は次の各号に掲げるものとする。 - 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置するものであること。 - 二 かご内に人が乗り昇降できないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。 ・令第１２９条の１０第３項第二号 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人からこれらの戸を開くことができることとする装置 ・令第１２９条の１０第４項 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、それぞれ、その機能を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。 ※国土交通大臣が定める加速度、構造方法⇒平２０国告第１５３６号 ・平２０国告第１５３６号第２第一号・二号 - 一 地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること - 二 加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。

発行No.

記事内容

135

エレベーターの地震対策の実施について（国住指第4294号） H31.4.12

昨年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、エレベーターの閉じ込めや運転休止が多数発生し、一部では、公共交通機関の停止、交通渋滞等の影響により、閉じ込め救出・運転復旧への対応に長時間を要しました。国土交通省では、昨年8月3日に開催された社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において了承されたエレベーターの停止の早期復旧・閉じ込めの早期救出等に向けた取組みの方向に基づき、対策を検討しているところで、エレベーターの地震対策の実施及びエレベーター保守事業者による地震時の対応について理解・協力を依頼されています。依頼内容の詳細は省略しますが建築基準法令に規定されているエレベーターの地震対策項目と地震対策関連の検査項目で既存不適格判定された件数を各県別に集計しましたのでご参考ください。

ロープ式エレベーターの地震対策関係検査項目の既存不適格指摘件数集計表(県別H31.4.10)									
	1.18	2.031	2.05	2.10	4.05	4.10	4.14	4.16	6.12
	駆動装置等の耐震対策	主索	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部	地震時等管制運転装置	頂部鋼車	ガイドレール及びレールブラケット	昇降路内の耐震対策	つり合おもり各部	ピット内の耐震対策
鳥取県	988	180	524	793	237	678	1,174	1,085	1,171
島根県	979	151	524	736	275	749	1,189	1,082	1,169
岡山県	4,245	768	2,297	3,432	974	2,558	4,667	4,556	4,653
広島県	11,760	3,964	7,386	10,001	2,438	6,392	12,486	12,314	12,372
山口県	3,066	865	1,952	2,314	720	1,929	3,341	3,258	3,307
徳島県	2,109	837	1,478	1,632	418	1,181	2,215	2,018	2,212
香川県	3,089	1,138	2,057	2,520	557	1,469	3,308	2,990	3,298
愛媛県	4,179	1,850	2,902	3,638	849	2,837	4,664	4,155	4,638
高知県	2,102	646	1,278	1,648	452	1,098	2,202	1,931	2,195
総計	32,517	10,399	20,398	26,714	6,920	18,891	35,246	33,389	35,015

油圧式エレベーターの地震対策関係検査項目の既存不適格指摘件数集計表(県別H31.4.10)										
	1.19	1.20	2.01	2.03	2.05	2.08	2.10	2.14	4.16	6.11
	高圧ゴムホース	駆動装置等の耐震対策	圧力配管	主索	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部	ブランジャー	シリンダー	地震時等管制運転装置	昇降路内の耐震対策	ピット内の耐震対策
鳥取県	70	83	174	69	93	174	174	109	173	170
島根県	84	71	229	70	106	229	229	142	224	212
岡山県	354	318	618	234	458	625	625	421	622	621
広島県	822	717	1,407	774	920	1,411	1,409	1,054	1,434	1,377
山口県	212	222	461	256	333	463	463	317	464	447
香川県	181	280	414	210	329	414	413	306	415	408
徳島県	153	197	236	163	224	236	275	182	277	251
愛媛県	278	374	546	292	408	537	538	392	542	482
高知県	131	169	259	121	190	261	261	164	253	211
総計	2,285	2,431	4,344	2,189	3,061	4,350	4,387	3,087	4,404	4,179

1）建築基準法令に規定されているエレベーターの地震対策項目
（令第129条の4、8、10関係）
①かご及び釣合おもりがガイドレールから外れることを防止する措置
②ロープが滑車から外れることを防止する措置
③釣合おもりが脱落することを防止する措置
④かご及び主要な支持部分の耐震計算
⑤駆動装置・制御器が地震の震動により転倒又は移動しないようにする措置
⑥地震時管制運転装置の設置

2）大規模地震発生時のエレベーター早期復旧等に関する協力のお願い
エレベーター早期復旧のためにご理解をお願いする事項及びご協力をお願いする事項を掲載したリーフレット（添付別紙参照）が、一般社団法人 日本エレベーター協会のホームページの資料室のお役立ちリーフレット内に掲載されています（下記URL）
<https://www.n-elekyo.or.jp/about/document.html>

発行No.	記 事 内 容																														
141	機械室ありロープ式エレベーターのガイドレールの既存不適格判定について RO1.10.4 ロープ式エレベーターの検査項目「4（10）ガイドレール及びレールブラケット」について、荷重が常時作用していないと思われる特殊構造でない機械室ありのエレベーターで「既存不適格」として報告されるものがあります。平25国告第1047号（主要な支持部分の耐震基準）において、機械室ありロープ式の主要な支持部分は、主索・主索の端部・マシンビームが該当し、特殊な構造以外で荷重が常時作用しないガイドレールは主要な支持部分に該当しないので、「既存不適格」ではなく、ガイドレールに著しい損傷等の異常が無ければ「指摘なし」の判定になります。前年度の判定が「既存不適格」で、今年度「指摘なし」に訂正される場合は、検査結果表の特記事項に判定変更（前年誤判定）を記載して報告のこと。																														
141	関連する検査項目（速度と非常止め形式等）の誤記入注意 RO1.10.4 検査結果表の検査項目において関連のある項目の記入誤りがあります。定期検査報告書提出前に下記について再確認ください。訂正依頼が多く発生し報告書処理に多大な影響を及ぼしています。 ①定格速度60m/min以上で非常止め形式が早ぎき式 ②調速機・調速機ロープありで、張り車を抹消 ③調速機・調速機ロープありで、スラックロープ式を選択 ④かご吊り車とかご下綱車の両方共あり（釣合おもりの吊り車との不一致もある） ⑤接触器の交換基準が「著しい摩耗」で、目視により確認が「確認不可」を選択																														
142	定期検査報告書第二面【5.昇降機の概要 チ.製造者名】に改修会社名併記のお願い H31.11.8 制御盤一式を他社製に交換する等の改修工事（制御リニューアル）を実施した場合は、第二面の【5.昇降機の概要】の【チ.製造者名】に改修会社名を併記するようお願いしていますが、数年前に改修実施されている等で未記入のものがあります。他社製改修の有無については、接触器名称でわかるものも一部ありますが、検査協議会でのチェックは難しく、未記入に対する指摘は出来ていません。 第二面【5.昇降機の概要】【チ.製造者名】に改修会社名が未記載で改修実施されているものについては必ず改修会社を追記すると共に、検査結果表の特記事項に改修内容・改修年月の追記もお願いします。 【5. 昇降機の概要】（番号、） 【イ. 種類】 ☐ 建築設備 ☐ 工作物 【ロ. 種別】 ☐ エレベーター ☐ 斜行 ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用 【ハ. 駆動方式】 ☐ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他（、） 【ニ. 用途等】 ☐ 乗用（☐ 人荷共用 ☐ 非常用） ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用 【ホ. 機械室の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【ヘ. 仕様】（電動機の定格容量）（定格速度）（積載量）（定員）（踏段の幅）（勾配） （、Kw）（、m/min）（、Kg）（、人）（、m）（、度） 【ト. 停止階】、階（停止階床数、） 【チ. 製造者名】 ○○株式会社 改修会社 △△株式会社 ←改修会社名を併記してください。 <table><tr><th colspan="6">特記事項</th></tr><tr><th>番号</th><th>検査項目</th><th>検査事項</th><th>指摘の具体的内容等</th><th>改善策の具体的内容等</th><th>改善(予定)年月</th></tr><tr><td>1.6</td><td>制御器</td><td></td><td>改修工事にて制御盤一式交換</td><td></td><td>R01.10</td></tr><tr><td>1.11</td><td>巻上機</td><td></td><td>改修工事にて巻上機一式交換</td><td></td><td>R01.10</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	特記事項						番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	1.6	制御器		改修工事にて制御盤一式交換		R01.10	1.11	巻上機		改修工事にて巻上機一式交換		R01.10						
特記事項																															
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月																										
1.6	制御器		改修工事にて制御盤一式交換		R01.10																										
1.11	巻上機		改修工事にて巻上機一式交換		R01.10																										
142	改善完了届での建物情報等の登録内容変更不可について RO1.11.8 改善完了届提出時には、前回検査報告時から所有者・管理者・建物名が変更になり、改善完了届書で変更を要請されることがありますが、改善完了届は要是正等の改善完了を報告するもので、建物情報等の変更を届けるものではありません。前回検査報告から、報告者・建物名等に変更があった場合は、新しい報告者・建物名称で改善完了届を作成し報告することになりますが、昇降機台帳の所有者・管理者・建物情報等は、前回の検査報告書に記載されている内容のままとします。ご注意ください。																														

発行No.

記事内容

143

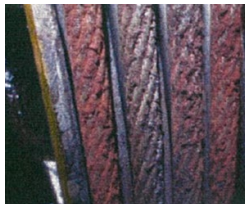
要是正判定項目の改善完了・改善予定日について RO1.12.5

平成31年4月以降に受付けた定期検査報告の中で、要是正の指摘が下表のとおり多数あります。要是正は、修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり所有者等に対して是正を促すものです。

中でも安全に係るもので、かつ、劣化・損傷が安全性に影響を及ぼす項目については、速やかな改善が必要です。その項目で改善完了未報告のものが718件、更に「改善予定なし」のものが551件もあります。「改善予定なし」のものについて特定行政庁より個別に指導もあります。戸開走行等の重大な事故に至るおそれもありますので、要是正判定されたものについては、早急に改善（部品交換等）完了し、改善完了届を提出していただきますようよろしくお願いします。

	要是正指摘総数			要是正指摘総数 (安全性に影響を及ぼす項目)		
		改善完了未報告件数			改善完了未報告件数	
			改善予定なし件数			改善予定なし件数
エレベーター	1,179	994	721	566	487	364
エスカレーター	134	130	84	44	44	34
小荷物専用昇降機	293	261	215	215	186	153
遊戯施設	9	7	0	2	1	0
合 計	1,615	1,392	1,020	827	718	551

(エスカレーター「5.2転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵」の指摘772件を除く)



上記の要是正指摘の中には、左の写真のように主索の錆が著しいものが14台あります。主索の破断事故を発生させないよう早急に主索の交換をお願いします。主索交換完了まではエレベーターを停止（使用禁止）するなどの措置を所有者・管理者に申し入れることも必要です。

また、ブレーキパッドの摩耗による要是正指摘はエレベーターで4台、小荷物専用昇降機で7台あります。制動力不足によるスリップ、戸開走行事故の恐れがあります。早急な部品交換等の措置を実施願います。

144

建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について（国住防第7号） RO2.1.9

「定期報告制度の運用に関する調査事業」の調査結果に基づき、「建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について」（令和元年12月26日付 国住防第7号）が国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長より発信されています。検査関連告示（告示第283号、第284号等）に定める検査方法によらないおそれのある検査が散見され、特に留意すべき事項についてリーフレットが発行されています。昇降機については「主索の直径の測定位置」について指摘されています。リーフレットを添付しますので、検査者皆さんで一読いただき、適切な検査実施と検査結果表の作成について再確認願います。

尚、調査結果をもとにした昇降機等の事例集については、関連部署の審査の後、今年4月頃に昇降機センターのHPで公表予定とのことです。

144

定期検査報告書第一面・第二面の誤記入、別添様式未添付の改善のお願い RO2.1.9

定期検査報告書関係書類の誤記入については、相当数の訂正依頼を発行していますが、第一面・第二面の訂正には訂正印が必要なため、原本の返送等で多大な労力を要しています。下記の誤記入事例を参照いただき、提出前に再チェックし、訂正依頼の削減にご協力願います。

<誤記入事例>

① 消せるボールペンは使用不可（報告者の方が使用される場合があります。受領時に確認のこと）

② 第一面右上の報告日（作成日）が検査実施日より前の年月日（検査日と同じ日は可）

③ 報告者氏名と管理者氏名が異なる

④ 第一面【4-2】改善予定の有無の✓について、要是正（既存不適格を除く）、要重点点検の指摘が無いのに、無に✓している（第二面【6-8】の改善予定の有無の✓も同様）

⑤ 第二面【2-0】前回の検査に、前年の検査実施日を記入（前年の検査報告日＝検査協議会受付日）

⑥ 第二面【2-8】前回の検査に関する書類の写しの有無に✓なし

⑦ 第二面【3-イ～ト】検査者氏名、資格番号、勤務先が未記入

⑧ 第二面【5-チ】他社製に改修されているが、改修会社名が未記入

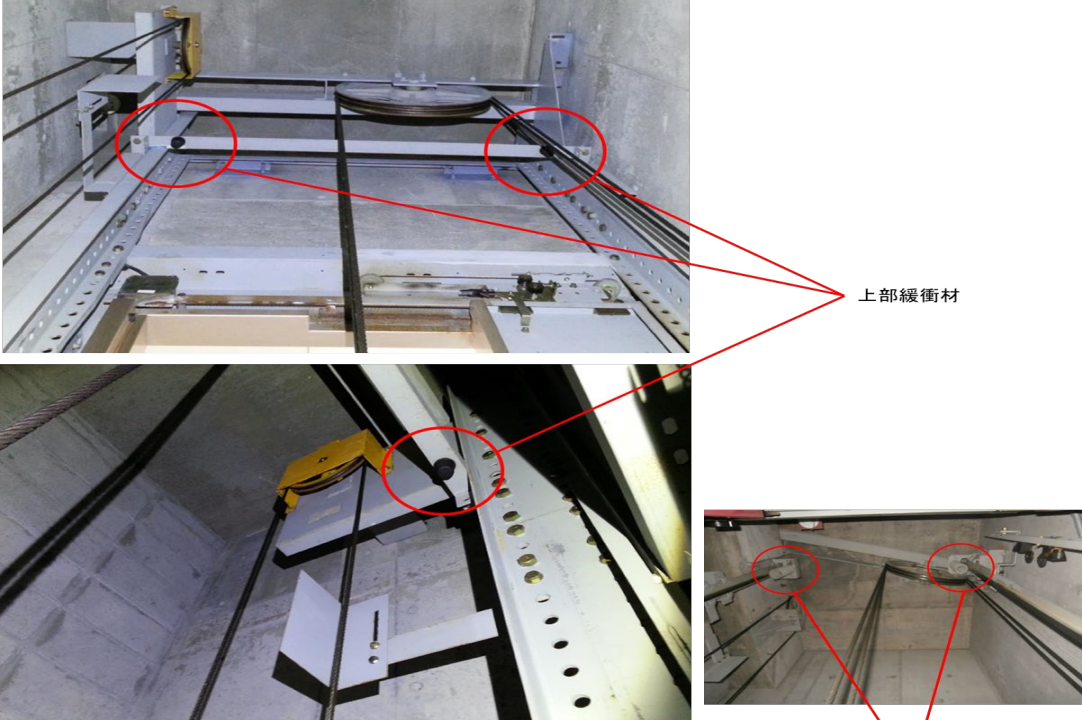
⑨ 第二面【7-0】不具合が無いのに不具合記録の無に✓
(不具合記録の有無は不具合有りの場合に✓)

<別添様式未添付事例>

① 戸開走行保護装置ありで戸開走行保護装置検査結果表が添付されていない

② 要重点点検・要是正（主索、ブレーキパッドを除く）の指摘ありで別添2様式が添付されていない

発行No.	記 事 内 容
145	エレベーターの要改善ブレーキの安全確保の徹底等について（国住昇第8号） R02.2.5 「エレベーターの要改善ブレーキの安全確保の徹底、適切な保守点検と部品交換の実施及び定期検査報告における記載の徹底について」（令和元年12月4日付け、国住昇第8号）が国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長から、関係各社・協会宛てに発信されています。 本件は、平成31年1月10日に新潟市内で発生したエレベーター事故の事故調査報告に基づくもので、下記事項について周知するよう通知されています。 ① 要改善ブレーキの安全確保の徹底について 要改善ブレーキについて早期に改善措置を完了させるとともに、温度ヒューズの設置等の改善措置を実施した際には動作確認を徹底すること。 ⇒検査結果表「8項 上記以外の検査項目」に記載し報告されています。 ② 所有者及び管理者への重要な部品の交換基準や欠陥に関する情報提供について 製造業者においては、故障するとブレーキの動作に異常が発生するおそれのある部品（ブレーキ回路の接触器等）の交換基準や安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥に関する情報を所有者及び管理者へ提供すること。 ③ 保守点検に必要な情報の入手と部品交換の実施について 保守点検業者においては、保守点検に必要な維持管理マニュアル、重要な部品の交換基準、欠陥に関する情報を入手し、適切に保守点検を実施するとともに、交換基準超過前に必要な部品交換を促進すること。⇒接触器で交換基準超過による要是正指摘（改善予定未定）が多数あります。 ④ 定期検査報告における改善策の具体的内容等の記載の徹底について ブレーキ関連部品の交換、調整などの改善内容について、検査結果表の特記事項に記載すること。 ⇒ブレーキパッド交換等の改善内容の記載を継続してください。
145	小荷物専用昇降機の安全確保の徹底について（国住昇第12号） R02.2.5 「小荷物専用昇降機の安全確保の徹底について」（令和元年12月4日付け、国住昇第12号）が国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長から、関係部署宛てに発信されています。 本件は、令和元年5月9日に大阪府で発生した小荷物専用昇降機事故の事故調査報告に基づくもので、下記事項について周知するよう通知されています。 ① 適切な維持保全の実施及び定期検査の実施・報告の必要性の周知について 定期報告対象の小荷物専用昇降機の所有者及び管理者に対し、適切に維持保全を実施するとともに定期検査を実施し、特定行政庁へ報告する必要があることを周知すること。 ⇒検査協議会の台帳に仮登録（設置状況等不明で定期検査報告対象にしていないもの）のままで、一度も定期検査報告されていないものが約500台残っています。 ② 既設の小荷物専用昇降機の施錠装置の交換の促進について ドアロック装置の構造に関する標準（J E A S - A 5 2 6）に適合していない施錠装置については係合部が摩耗すると解錠する方向のモーメントが可動ロック装置に発生し、解錠するおそれがあることから、特に既設のフロアタイプの小荷物専用昇降機の所有者及び管理者に対し、改修・交換等の機会を捉えて、施錠装置の係合部が摩耗しても解錠する方向のモーメントが可動ロック装置に発生しにくい構造のものに交換するよう促すこと。 ③ 小荷物専用昇降機の設置状況に関する情報提供について 定期報告の対象であったにもかかわらず、定期検査がなされず特定行政庁が把握できていなかったことから、国土交通省及び特定行政庁からの小荷物専用昇降機の設置状況に関する情報提供の依頼に協力すること。
145	遊戯施設の身体保持装置等の定期的な点検等について（国住昇第9号） R02.2.5 「遊戯施設の身体保持装置等の定期的な点検の徹底と異常を覚知した場合の安全管理の徹底について」（令和元年12月4日付け、国住昇第9号）が国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長から、下記について、遊戯施設の所有者及び管理者に指導するよう特定行政庁宛てに通知されていますので、遊戯施設の点検・検査に携わられる方はご留意ください。 ① 身体保持装置の脱落防止装置の設置状況について、定期的に動作確認を実施するなど点検を徹底すること。また、部品交換を実施する場合は、動作機構や部品の強度等にも十分に留意すること。 ② 脱落防止装置、車輪などの取付ピンやナットについて、合いマークを実施するなど目視にて容易に締結部分の緩みを確認できるようにするとともに、始業前点検時等において締結部分の緩み確認を徹底すること。 ③ ブレーキや身体保持装置の不具合など、重大な不具合や事故の発生が予想される異常を覚知した場合は直ちに運行を中止するなど、安全管理の徹底を図ること。

145	巻胴式エレベーターの上部緩衝器又は上部緩衝材について R02.2.5 巻胴式エレベーターの検査項目「4（4）上部緩衝器又は上部緩衝材」について、抹消で報告されるものが相当数あります。緩衝器については分かりやすいと思いますが、緩衝材のものもありますので、下記の写真（一例）を参照いただき、ガイドレール頂部に緩衝材がある場合は、その緩衝材の設置及び取付けの状況、劣化の状況を目視及び触診により確認し確認結果を検査結果表に記入するようお願いいたします。  上部緩衝材 上部緩衝器
-----	---

146	「1（14）ブレーキ 構成機器の作動の状況」の検査について R02.3.6 前号の本紙で「エレベーターの要改善ブレーキの安全確保の徹底等について（国住昇第8号）」を掲載し検査結果表「8項 上記以外の検査項目」に温度ヒューズ等の検査内容が記載されている旨の通知をしています。引きずり防止等の措置により改善措置が不要である構造のブレーキにおいては、製造者が指定する基準による検査が必要で、この検査は「構成機器の作動の状況」の検査事項で行います。要改善ブレーキに温度ヒューズ等を追加し改善完了となったものも製造者が指定する基準による検査が必要です。「構成機器の作動の状況」の検査について、下記しますので再確認をお願いいたします。 ○検査対象の解説 1）ブレーキレバー、プランジャー等のブレーキを構成する機器の作動状況の他に、表面に緩衝のためのリングや磁気遮蔽リングがある場合は、それらの欠損等によりブレーキの作動に影響を与えるので取付けの状態も確認することを含みます。 2）「ブレーキ制動時のプランジャーの状況」の判定フローにおいて引きずり防止の措置、引きずり検出の措置又は引きずり防止の設計等の安全確保のための措置を製造者が指定している場合は、それに基づいた検査が必要です。 ○判定基準の解説 製造者が引きずり防止の措置、引きずり検出の措置又は引きずり防止の設計等の安全確保のための措置（ブレーキスイッチ、ブレーキの引きずりを検知できる温度ヒューズ又は温度センサー、ブレーキスプリングの調整等）に対する検査方法、判定基準、交換基準等を指定している場合は、製造者が指定する要是正又は要重点点検となる基準により判定してください。 ○定期検査報告書等の記入方法の解説 製造者が引きずり防止の措置、引きずり検出の措置又は引きずり防止の設計等の安全確保のための措置に対する検査基準等を設定している場合は、「上記以外の検査項目」欄に「1（14）ブレーキ対策」と記入し、その内容と検査結果を記入してください。 <table><tr><td>8</td><td>上記以外の検査項目</td></tr><tr><td>1(14)ブレーキ対策</td><td>プランジャーストロークの測定（基準値： 要重点点検： 要是正： ）（測定値： ）</td></tr><tr><td>1(14)ブレーキ対策</td><td>目盛り板を確認し、ばねの長さが最小寸法以上あること</td></tr><tr><td>1(14)ブレーキ対策</td><td>ブレーキスプリング設定長にて判定</td></tr><tr><td>1(14)ブレーキ対策</td><td>温度ヒューズを取り外しエレベーターが停止していること</td></tr><tr><td>1(14)ブレーキ対策</td><td>エレベーターが走行することを確認する。</td></tr><tr><td>1(14)ブレーキ対策</td><td>ブレーキスイッチの動作確認</td></tr><tr><td>1(14)ブレーキ対策</td><td>ギャップ寸法により判定</td></tr></table>	8	上記以外の検査項目	1(14)ブレーキ対策	プランジャーストロークの測定（基準値： 要重点点検： 要是正： ）（測定値： ）	1(14)ブレーキ対策	目盛り板を確認し、ばねの長さが最小寸法以上あること	1(14)ブレーキ対策	ブレーキスプリング設定長にて判定	1(14)ブレーキ対策	温度ヒューズを取り外しエレベーターが停止していること	1(14)ブレーキ対策	エレベーターが走行することを確認する。	1(14)ブレーキ対策	ブレーキスイッチの動作確認	1(14)ブレーキ対策	ギャップ寸法により判定
8	上記以外の検査項目																
1(14)ブレーキ対策	プランジャーストロークの測定（基準値： 要重点点検： 要是正： ）（測定値： ）																
1(14)ブレーキ対策	目盛り板を確認し、ばねの長さが最小寸法以上あること																
1(14)ブレーキ対策	ブレーキスプリング設定長にて判定																
1(14)ブレーキ対策	温度ヒューズを取り外しエレベーターが停止していること																
1(14)ブレーキ対策	エレベーターが走行することを確認する。																
1(14)ブレーキ対策	ブレーキスイッチの動作確認																
1(14)ブレーキ対策	ギャップ寸法により判定																

発行No.	記 事 内 容						
147	主索の検査に関する検査結果表・別添1様式の記入について RO2.4.7 主索の検査結果について、既存不適格と要重点点検・要是正指摘が重複する場合の、検査結果表、別添1様式の記入について、下記の記入例に基づき記入して報告するようお願いします。						
① 既存不適格のみの場合 検査結果表の要是正と既存不適格に○、特記事項に既存不適格を記載する。別添1様式は指摘なしに✓と特記事項に撮影箇所を記入する。							
【検査結果表】							
番号	検査項目			指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格
2(3)	主索 又は鎖	主索	径の状況 素線切れ 錆びた摩耗粉・・・			○	○
特記事項							
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善年月	
2(3)	主索	主索の径の状況	既存不適格			—	
別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真（A4）							
主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（ ）				台帳番号	検査結果		
				☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☒ 指摘なし			
				特記事項 撮影箇所を記入			
② 既存不適格と要重点点検が重複する場合 検査結果表の要是正と既存不適格に○、特記事項に既存不適格、要重点点検内容を記載する。別添1様式は要重点点検に✓と撮影箇所を記入したラベル入りの主索写真を貼り付ける。ラベルの記載内容が不鮮明な場合は、特記事項に「建物名・号機、検査日、撮影箇所」を記載する。							
【検査結果表】							
番号	検査項目			指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格
2(3)	主索 又は鎖	主索	径の状況 素線切れ 錆びた摩耗粉・・・		※	○	○
※要重点点検には○しない。							
特記事項							
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善年月	
2(3)	主索	主索の径の状況	既存不適格			—	
2(3)	主索	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	錆びた摩耗粉があり 要重点点検	主索を交換		(○年○月)	
別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真（A4）							
主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（ ）				台帳番号	検査結果		
				☐ 要是正 ☒ 要重点点検 ☐ 指摘なし			
				特記事項 撮影箇所を記入したラベル入りの主索写真			

③ 既存不適格と要是正が重複する場合
検査結果表の要是正に○、特記事項に既存不適格、要是正内容を記載する。別添1様式は要是正に✓と既存不適格を記載し撮影箇所を記入したラベル入りの主索写真を貼り付ける。ラベルの記載内容が不鮮明な場合は、特記事項に「建物名・号機、検査日、撮影箇所」を記載する。

【検査結果表】

番号	検査項目			指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格
2(3)	主索 又は鎖	主索	径の状況 素線切れ 錆びた摩耗粉・・・			○	

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善年月
2(3)	主索	主索の径の状況	既存不適格		—
2(3)	主索	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	錆びた摩耗粉が多量にあり要是正	主索を交換	(○年○月)

別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真（A4）

		台帳番号	
主索又は鎖		検査結果	
最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色（赤銅色）に見える箇所（ ）		☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし	
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所（ ）		特記事項	
建物名・号機 (現場名)		既存不適格	
検査日 (点検日)		撮影箇所を記入したラベル入りの主索写真	
撮影箇所		【ラベル(例)】	
備考			

149 定期検査報告書類の両面印刷ご協力のお願い R02.7.3
定期検査報告書の書類枚数削減のご依頼があり、書類の片面・両面印刷の現状について確認すると
・定期検査報告書（第一面・第二面）単独号機の場合「両面印刷」。
・複数でグループ（2台目以降第一面省略）の場合は「片面印刷」。
・検査結果表・別添1様式では、「片面印刷」が多いが、数社で両面印刷。
・別添2様式・戸開走行保護装置検査表等などは「片面印刷」。
と、様式の違いもありこのような結果です。検査結果表を片面印刷されている場合、印刷時に両面印刷して頂くと若干枚数も削減できます。 ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

150 「保守会社変更届」改定のお知らせ R02.8.6
「保守会社変更届」を一部改訂しました。
① 所有者記入欄を削除（所有者法人名・役職氏名・住所・郵便番号）
② 今年度の検査についての設問を変更（御社がするか、しないかの設問に変更）
③ 定検報告指定月欄の見直し
④ 備考欄を広くしました
⑤ 注意事項（3）建物用途、前回検査の記録についての注意事項の削除
⑥ 必須項目を「二点鎖線」から赤太枠に変更

中国四国ブロック新築建築協会 行方 (FAX 082-228-7134) (TEL 082-228-7141) ジョーリアン・アパース (Joulians Apartments) 02

保守会社変更届(昇降機用) ver2.2

保守会社コード

保守会社名

電話

FAX

記入者名

メールアドレス

※ 昇降機が何台あるかを記入してください。必ず「0」で記入してください。 → どちらかを○で囲って下さい。

建物名

建物所在地

フリガナ

建物番号

昇降機メーカー名

確認年月日

確認番号

検査済証交付日

検査済証番号

建物用途

号機

機種・用途

積載量

定員

定格速度

行政庁台帳番号

定検報告指定月

備考

※ 太枠内は記入必須項目です。抜けの無いよう記入下さい。

(1) 本表は保守会社が変わった場合に記入して下さい

(2) 機種・用途は（ロープ式：事例）（ロープ式：事例）（巻掛式：人乗機）（巻掛式：貨物機）（巻掛式なし：事例）（巻掛式なし：人乗機）などにて記入下さい

発行No.	記事内容										
151	定期検査報告書、誤記訂正からの返送についてのお願い R02.9.2 「協議会からのお知らせNo.149」でお願いしました報告書の両面印刷での提出について、皆様方のご協力を感謝申し上げます。 そこで、更なるお願いになってしまいますが、報告書の訂正が必要となった場合、訂正した報告書が片面印刷か両面印刷のどちらで提出したものなのか確認いただき、誠に申し訳ございませんが、提出時の仕様で訂正後に返送いただきますようよろしくお願い申し上げます。 下記の「定期検査報告の内容ご確認依頼書」のご挨拶の部分になりますが、訂正依頼をお願いするときに添付する依頼書にも、その旨記載しておりますので何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。										
	令和2年9月2日(水) 定期検査報告訂正依頼 会社名 ご担当者 FAX 送信枚数 1 枚 (本紙を含む) 枚数 件名 定期検査報告の内容ご確認依頼 一般社団法人 中国四国ブロック昇降機検査協議会 〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 TEL : 082-228-7141 FAX : 082-228-7134 Mail: kenkyo@chushi.or.jp 問合せ 前略 今般送付頂きました定期検査報告を照査の結果、下記の通り箇所がありましたのでご連絡いたします。至急ご確認・訂正して頂き、提出時は両面印刷の場合、お手数ですが訂正箇所を含めた両面印刷をお願いします。(片面の場合は片面で)なお、定期検査実施後の検査報告書を検査協議会で長期間保管することは経費管理上できません。訂正連絡がない場合、概ね1ヶ月を目処に検査書類は取りを明記し特定行政庁へ送付いたしますのでご了承ください。 ※香川県については受付日より2週間経過時点で行政庁へ送付いたしますので大至急ご回答願います。 <table><tr><th>整理番号</th><th>建物名</th><th>号機</th><th>誤り (第一分類)</th><th>誤り (第二分類)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	整理番号	建物名	号機	誤り (第一分類)	誤り (第二分類)					
整理番号	建物名	号機	誤り (第一分類)	誤り (第二分類)							
152	昇降機、遊戯施設に係る事故・不具合情報の早期報告の徹底について (国住昇第5号) R02.10.6 国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長より発信されています。 「昇降機・遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について」(国住昇第19号平成24年3月6日) 発信の、昨年の実務者講習でも説明しました通り、国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲について、次の通りとなりますので、再度ご周知の程お願いいたします。 ○人身事故(利用者(消費者、従業員)及び保守管理中の作業員の次の事故を対象とし、据え付け等の建作業中の事故は含まない) ・死亡、重症(治療期間が30日以上であると見込まれるもの) ・その他の人身事故で機器の異常等が原因である可能性のある事故 ○上記以外の人身事故で、報道が複数回又は広範囲にわたってされるなど、社会的影響が大きいと認めらるもの。 また、上記の人身事故以外の事故・不具合の範囲については、利用者に重大な被害を及ぼす恐れのあるものについて行うとし、具体的には、右表の事故・不具合とする。その他：上記に該当しない場合でも、国土交通省から、事故の状況等について情報提供をいただくようお願いする場合もありますので、その際はあわせて対応の方よろしくお願い致します。 <table><tr><th>エレベーター</th><th>エスカレーター</th><th>遊戯施設</th></tr><tr><td> ・戸開走行 ・着床階以外の階での戸開き ・高速突き上げ、突き下げ ・主要な支持部分の破壊 ・火災※4 </td><td> ・逆走行 ・駆動チェーン、踏み段チェーン、主要な支持部分の破壊 ・停止不能 ・火災※4 </td><td> ・主要な支持部分、身体保持装置(シートベルト等)、連結装置の破壊 ・逆走行 ・制動装置、追突防止装置等の安全装置の異常 ・部材の脱落 ・火災※4 </td></tr></table>	エレベーター	エスカレーター	遊戯施設	・戸開走行 ・着床階以外の階での戸開き ・高速突き上げ、突き下げ ・主要な支持部分の破壊 ・火災※4	・逆走行 ・駆動チェーン、踏み段チェーン、主要な支持部分の破壊 ・停止不能 ・火災※4	・主要な支持部分、身体保持装置(シートベルト等)、連結装置の破壊 ・逆走行 ・制動装置、追突防止装置等の安全装置の異常 ・部材の脱落 ・火災※4				
エレベーター	エスカレーター	遊戯施設									
・戸開走行 ・着床階以外の階での戸開き ・高速突き上げ、突き下げ ・主要な支持部分の破壊 ・火災※4	・逆走行 ・駆動チェーン、踏み段チェーン、主要な支持部分の破壊 ・停止不能 ・火災※4	・主要な支持部分、身体保持装置(シートベルト等)、連結装置の破壊 ・逆走行 ・制動装置、追突防止装置等の安全装置の異常 ・部材の脱落 ・火災※4									

発行No.	記事内容																
154	電動機主回路用接触器、ブレーキ用接触器の検査結果表記入について R2.12.4 接触器の検査結果表記入で、多い誤りに、下記のような事例がございます。「うっかり」や「ぼんやり」ミスだろと思いますが、提出前に再度確認していただけると防げると思いますので「提出前の再確認」よろしくお願いいたします。 接触器の記入事例1 誤 <table><tr><td>(6)</td><td>接触器、 継電器及 び運転制 御用基板</td><td>電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する）（該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（著しい摩耗があること） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）</td><td>適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日 #6 著しい摩耗なし</td></tr></table> 正 <table><tr><td>(6)</td><td>接触器、 継電器及 び運転制 御用基板</td><td>電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する）（該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（著しい摩耗があること） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）</td><td>適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日 #6 著しい摩耗なし</td></tr></table> 交換基準が（著しい摩耗）の場合、目視での確認となるので「適」または「否」となる。「否」の場合は、【要是正】判定となる。 接触器の記入事例2 誤 <table><tr><td>(6)</td><td>接触器、 継電器及 び運転制 御用基板</td><td>電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する）（該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ なし ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）</td><td>適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日</td></tr></table> 正 <table><tr><td>(6)</td><td>接触器、 継電器及 び運転制 御用基板</td><td>電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する）（該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ 10年 ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）</td><td>適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日</td></tr></table> フェールセーフ設計に（該当しない）場合は、交換基準が必要。 製造会社が指定する交換基準を、ブレーキ型式等で判断して記載願います。	(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ 著しい摩耗があること ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日 #6 著しい摩耗なし	(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ 著しい摩耗があること ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日 #6 著しい摩耗なし	(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ なし ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日	(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ 10年 ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日
(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ 著しい摩耗があること ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日 #6 著しい摩耗なし														
(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ 著しい摩耗があること ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日 #6 著しい摩耗なし														
(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ なし ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日														
(6)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する） （該当しない） 交換基準 ①製造者が指定する交換基準（ 10年 ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否 確認不可 最終交換日 平成21年 9月28日														
155	建築基準法施行規則の一部改正について（国土交通省令第九十八号） R03.1.8 令和2年12月23日 水曜日 官 報 （号外第269号）にて、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。 内容は、以下の通りです。 第十四条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部改正。 ※別記第三十六号の四様式中「報告者氏名 印」を「報告者氏名」に、「検査者氏名 印」を「検査者氏名」に「係員印」を「係員氏名」に改める。 （現状の、第一面への押印は不要となりました。） ※（注意）2.第一面関係①報告者又は検査者の氏名の記載は自署で行う場合においては、押印を省略することができます。 （この文面が削除となりました。自筆以外も押印が不要となったため） ※この省令は令和3年1月1日から施行する。 ※この省令の改正前の四様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 ・その他、訂正に係る押印等に関しては定かではありませんので、暫く現行通りでお願いします。 別途、特定行政庁別にご指導がある場合はその都度お知らせいたします。																

156

押印を求める手続の見直し等のための国交省関係省令一部改正について R03.2.3
(技術的助言) (国住指第3408号)

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則としてすべての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、「国土交通省令第98号」が令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されることとなりました。

また、改正省令等を受けた「建築確認手続等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)」(平成26年5月7日付け国住指第394号)の見直し等については、別途通知する予定です。

記

1. 国民事業者に対して求める押印の廃止について
国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求める建築基準法施行規則等の手続については押印を不要としました。
2. 経過措置について
改正省令の付則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。
3. 特定行政庁が定める様式の押印について
特定行政庁が条例、規則等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続についても、今般の国の動きを踏まえ、押印の廃止に向けた検討を進めていきます。
4. 建築基準法等関係手続のオンライン化
手続きのオンライン化を行うため、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行った趣旨を踏まえ、手続のオンライン化を積極的に検討します。
※上記の件、中国四国ブロック昇降機検査協議会ホームページにも掲載しております、ご確認ください。

定期検査報告書第一面【4. 報告対象昇降機の【二.改善予定の有無】記入について R03.3.3

4. 報告対象昇降機

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (台)

【ロ. 指摘の内容】 台 (うち既存不達格 台)
要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無

【ホ. その他特記事項】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり (☒ 既有不適切)
☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (平成 年 月に改善予定)
☐ 無

※要是正と要重点点検の指摘があった場合のみ、改善予定の「有」「無」にシ点を記入するもの。

よって、【口、指摘の内容】が「指摘なし」「既存不適格」の場合は、指摘ではないため、改善予定は不要であり【二、改善予定の有無】の記入は不要です。（「無」へのシ点は入れないでください）

例) 1. 既存不適格事項+要重点点検指摘あり、だが改善予定がない場合

④、報告対象昇降機

【イ、検査対象昇降機の台数】	(1) 台
【ロ、指摘の内容】	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり
1 台	（うち既存不達格 指摘なし）
1 台	

【ハ、指摘の概要】

【ニ、改善予定の有無】 ☐有 （令和 年 月に改善予定） ☒無

【ホ、その他特記事項】

【6. 検査の状況】

【イ. 指標の内訳】

☒ 重要正の指標あり ☒ 既存不適格

☒ 重要重点点検の指標あり ☐ 指標なし

【ロ. 指標の概要】 別紙検査結果表をご参照

【ハ. 改善予定の予定】

☐ 有（令和 年 月に改善予定）

☒ 無

例) 2. 要是正+要重点点検指摘あり、改善の予定がある場合

4. 報告対象昇降機
【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)
【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (台) (うち既存不達格 台)
要重点点検の指摘あり (台) 指摘なし (台)
【ハ. 指摘の概要】
【ニ. 改善予定の有無】 ☒ 有 (令和 1 年 12 月に改善予定) ☐ 無
【ホ. その他特記事項】

6. 検査の状況

【A. 指標の内容】

☒ 要更正の指標あり	() 既存不適格
☒ 要更正の指標ありかつ指標なし	☐ 指標なし

【B. 指標の概要】

別添資料第3巻第4巻第5巻第6巻第7巻第8巻第9巻第10巻第11巻第12巻第13巻第14巻第15巻第16巻第17巻第18巻第19巻第20巻第21巻第22巻第23巻第24巻第25巻第26巻第27巻第28巻第29巻第30巻第31巻第32巻第33巻第34巻第35巻第36巻第37巻第38巻第39巻第40巻第41巻第42巻第43巻第44巻第45巻第46巻第47巻第48巻第49巻第50巻第51巻第52巻第53巻第54巻第55巻第56巻第57巻第58巻第59巻第60巻第61巻第62巻第63巻第64巻第65巻第66巻第67巻第68巻第69巻第70巻第71巻第72巻第73巻第74巻第75巻第76巻第77巻第78巻第79巻第80巻第81巻第82巻第83巻第84巻第85巻第86巻第87巻第88巻第89巻第90巻第91巻第92巻第93巻第94巻第95巻第96巻第97巻第98巻第99巻第100巻第101巻第102巻第103巻第104巻第105巻第106巻第107巻第108巻第109巻第110巻第111巻第112巻第113巻第114巻第115巻第116巻第117巻第118巻第119巻第120巻第121巻第122巻第123巻第124巻第125巻第126巻第127巻第128巻第129巻第130巻第131巻第132巻第133巻第134巻第135巻第136巻第137巻第138巻第139巻第140巻第141巻第142巻第143巻第144巻第145巻第146巻第147巻第148巻第149巻第150巻第151巻第152巻第153巻第154巻第155巻第156巻第157巻第158巻第159巻第160巻第161巻第162巻第163巻第164巻第165巻第166巻第167巻第168巻第169巻第170巻第171巻第172巻第173巻第174巻第175巻第176巻第177巻第178巻第179巻第180巻第181巻第182巻第183巻第184巻第185巻第186巻第187巻第188巻第189巻第190巻第191巻第192巻第193巻第194巻第195巻第196巻第197巻第198巻第199巻第200巻第201巻第202巻第203巻第204巻第205巻第206巻第207巻第208巻第209巻第210巻第211巻第212巻第213巻第214巻第215巻第216巻第217巻第218巻第219巻第220巻第221巻第222巻第223巻第224巻第225巻第226巻第227巻第228巻第229巻第230巻第231巻第232巻第233巻第234巻第235巻第236巻第237巻第238巻第239巻第240巻第241巻第242巻第243巻第244巻第245巻第246巻第247巻第248巻第249巻第250巻第251巻第252巻第253巻第254巻第255巻第256巻第257巻第258巻第259巻第260巻第261巻第262巻第263巻第264巻第265巻第266巻第267巻第268巻第269巻第270巻第271巻第272巻第273巻第274巻第275巻第276巻第277巻第278巻第279巻第280巻第281巻第282巻第283巻第284巻第285巻第286巻第287巻第288巻第289巻第290巻第291巻第292巻第293巻第294巻第295巻第296巻第297巻第298巻第299巻第300巻第301巻第302巻第303巻第304巻第305巻第306巻第307巻第308巻第309巻第310巻第311巻第312巻第313巻第314巻第315巻第316巻第317巻第318巻第319巻第320巻第321巻第322巻第323巻第324巻第325巻第326巻第327巻第328巻第329巻第330巻第331巻第332巻第333巻第334巻第335巻第336巻第337巻第338巻第339巻第340巻第341巻第342巻第343巻第344巻第345巻第346巻第347巻第348巻第349巻第350巻第351巻第352巻第353巻第354巻第355巻第356巻第357巻第358巻第359巻第360巻第361巻第362巻第363巻第364巻第365巻第366巻第367巻第368巻第369巻第370巻第371巻第372巻第373巻第374巻第375巻第376巻第377巻第378巻第379巻第380巻第381巻第382巻第383巻第384巻第385巻第386巻第387巻第388巻第389巻第390巻第391巻第392巻第393巻第394巻第395巻第396巻第397巻第398巻第399巻第400巻第401巻第402巻第403巻第404巻第405巻第406巻第407巻第408巻第409巻第410巻第411巻第412巻第413巻第414巻第415巻第416巻第417巻第418巻第419巻第420巻第421巻第422巻第423巻第424巻第425巻第426巻第427巻第428巻第429巻第430巻第431巻第432巻第433巻第434巻第435巻第436巻第437巻第438巻第439巻第440巻第441巻第442巻第443巻第444巻第445巻第446巻第447巻第448巻第449巻第450巻第451巻第452巻第453巻第454巻第455巻第456巻第457巻第458巻第459巻第460巻第461巻第462巻第463巻第464巻第465巻第466巻第467巻第468巻第469巻第470巻第471巻第472巻第473巻第474巻第475巻第476巻第477巻第478巻第479巻第480巻第481巻第482巻第483巻第484巻第485巻第486巻第487巻第488巻第489巻第490巻第491巻第492巻第493巻第494巻第495巻第496巻第497巻第498巻第499巻第500巻第501巻第502巻第503巻第504巻第505巻第506巻第507巻第508巻第509巻第510巻第511巻第512巻第513巻第514巻第515巻第516巻第517巻第518巻第519巻第520巻第521巻第522巻第523巻第524巻第525巻第526巻第527巻第528巻第529巻第530巻第531巻第532巻第533巻第534巻第535巻第536巻第537巻第538巻第539巻第540巻第541巻第542巻第543巻第544巻第545巻第546巻第547巻第548巻第549巻第550巻第551巻第552巻第553巻第554巻第555巻第556巻第557巻第558巻第559巻第560巻第561巻第562巻第563巻第564巻第565巻第566巻第567巻第568巻第569巻第570巻第571巻第572巻第573巻第574巻第575巻第576巻第577巻第578巻第579巻第580巻第581巻第582巻第583巻第584巻第585巻第586巻第587巻第588巻第589巻第590巻第591巻第592巻第593巻第594巻第595巻第596巻第597巻第598巻第599巻第600巻第601巻第602巻第603巻第604巻第605巻第606巻第607巻第608巻第609巻第610巻第611巻第612巻第613巻第614巻第615巻第616巻第617巻第618巻第619巻第620巻第621巻第622巻第623巻第624巻第625巻第626巻第627巻第628巻第629巻第630巻第631巻第632巻第633巻第634巻第635巻第636巻第637巻第638巻第639巻第640巻第641巻第642巻第643巻第644巻第645巻第646巻第647巻第648巻第649巻第650巻第651巻第652巻第653巻第654巻第655巻第656巻第657巻第658巻第659巻第660巻第661巻第662巻第663巻第664巻第665巻第666巻第667巻第668巻第669巻第670巻第671巻第672巻第673巻第674巻第675巻第676巻第677巻第678巻第679巻第680巻第681巻第682巻第683巻第684巻第685巻第686巻第687巻第688巻第689巻第690巻第691巻第692巻第693巻第694巻第695巻第696巻第697巻第698巻第699巻第700巻第701巻第702巻第703巻第704巻第705巻第706巻第707巻第708巻第709巻第710巻第711巻第712巻第713巻第714巻第715巻第716巻第717巻第718巻第719巻第720巻第721巻第722巻第723巻第724巻第725巻第726巻第727巻第728巻第729巻第730巻第731巻第732巻第733巻第734巻第735巻第736巻第737巻第738巻第739巻第740巻第741巻第742巻第743巻第744巻第745巻第746巻第747巻第748巻第749巻第750巻第751巻第752巻第753巻第754巻第755巻第756巻第757巻第758巻第759巻第760巻第761巻第762巻第763巻第764巻第765巻第766巻第767巻第768巻第769巻第770巻第771巻第772巻第773巻第774巻第775巻第776巻第777巻第778巻第779巻第780巻第781巻第782巻第783巻第784巻第785巻第786巻第787巻第788巻第789巻第790巻第791巻第792巻第793巻第794巻第795巻第796巻第797巻第798巻第799巻第800巻第801巻第802巻第803巻第804巻第805巻第806巻第807巻第808巻第809巻第810巻第811巻第812巻第813巻第814巻第815巻第816巻第817巻第818巻第8

※令和2年度 実務者講習会にてお願いしてまいりました上記の件、令和3年4月以降は誤記として訂正依頼とさせていただきます。あらためて、【改善予定の 有 無】についてはご理解をお願いいたします。

発行No.	記 事 内 容
158	建築基準法に基づく特定建築物調査員等における旧氏（旧姓）使用の取扱いについて R03.4.5 建築基準法に基づく特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員、昇降機等検査員（以下「特定建築物調査員等」という。）の資格者証の交付にあたっては、交付のための申請書に記載する氏名の確認を住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類と一致させることとしてきていました。 しかしながら、近年、他の資格制度においては、旧氏（旧姓）（以下「旧氏」という。）の使用を認めることが一般化しており、平成31年4月から住民票における旧氏使用の併記が始まっています。 このような状況を踏まえ、特定建築物調査員等として旧氏の使用を希望する者に対して、申請により特定建築物調査員等の資格者証の旧氏を併記するよう取り扱うこととしましたので、申請により特定建築物調査員等の資格者証に旧氏を併記された者については、業務において旧氏の使用を認めることとします。 ○ 旧氏の使用については、以下の場合について対応する。 ・資格者証の交付の申請に際して資格者証への旧氏の併記を希望した場合。 ・資格者証の再交付の申請に際して資格者証への旧氏の併記を希望した場合。 ・既に資格者証の交付を受けた者が資格者証への旧氏の併記を希望した場合。 ○ 資格者証（建築基準法施行規則（以下「規則」という。）別記様式第37号の7様式、第37号の11様式、第37号の15様式、第37号19様式）への記載について、希望者については戸籍上の氏名の下に（ ）書きで旧氏を記載することとする。 ○ 業務において希望者が旧氏を使用することができるのは、資格者証において旧氏が併記された形で記載され、資格者証の交付を受けた日以降とする。

158	前年度判定間違い時の「特記事項欄」への記載方法のお願い R03.4.5 前年度と今年度で判定が違う場合、特記事項欄にその旨を記載頂けますようお願い致します。下記に例文を記載させて頂きましたので、参考にしてご記入ください。
-----	---

特記事項 例文集 令和3年3月24日作成

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
前年度判定間違いのコメント					
1(5)	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点の状況	前年度、確認不可にて報告	接点目視にて確認可能な為、適に変更	令和3年2月
2(12)	速度	定格速度(下降)かこの上昇時及び下降時の速度の状況	前年度30m/min	記入誤りの為45m/minへ訂正いたします	令和3年2月
1(15)	そらせ車	取付けの状況	前年度、指摘なしとしていました	判定誤りの為、抹消に訂正します	令和3年2月
6(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	摩耗の状況、釣合ロープの張りの状況、釣合鎖とピット床のすき間の状況、かごと及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況、釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況、止め金具及びその取付部の損傷の状況	前回検査時誤記入判定	判定結果を指摘なし⇒対象外に変更	令和3年2月
6(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	摩耗の状況、釣合ロープの張りの状況、釣合鎖とピット床のすき間の状況、かごと及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況、釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況、止め金具及びその取付部の損傷の状況	前回抹消(記入間違い)	前回より変更今回指摘なし	令和3年2月
2(6)	主索及び鎖の緩み検出装置	取付けの状況、作動の状況	前年度、対象外判定	前年度抹消から指摘なしに変更	令和3年1月
1(6)	制御器(接触器、継電器及び運転制御基板)	ブレーキ用接触器の接点の状況	前年度、確認不可にて報告(前年度他社検査)	接点目視にて確認可能な為、適に変更	令和2年8月
1(20)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	前回検査時既存不適格事項	今年度指摘なしに変更(設置時期で判定)	令和2年8月
2(10)	地震時等管制運転装置	作動の状況	前年度検査時、既存不適格事項	今年度指摘なしに変更	令和2年8月

※上記例文は、各検査会社様よりご提出して頂いたものを一覧にしております。赤字部分はこちらで追記しております。

※改善(予定)年月日には、改善日・改善予定日を記載してください。判定間違いの場合は、検査日を記載してください。

※上記例文は、ご参考として取り扱ってください。

発行No.	記事内容																																																				
158	保守会社変更時の注意点とお願いについて R03.4.5 保守会社に変更され、新保守会社様から変更届と定期検査報告書が送られてきたのですが、旧保守会社様に変更前に既に定期検査報告を実施されていたという事例が何度かございました。 ※定期検査報告は、年度で1回のみ受付です。よって、先に提出された報告書が特定行政庁に受付されていますので、後から提出された報告書は受理されないため、ご返却させて頂くようになります。 保守契約変更時には、必ず契約主（施主）様に当該年度の定期検査は新旧どちらが実施するのか確認頂きますようお願い申し上げます。 また、下図の「保守会社変更届」の必須項目は、確実に確認頂き（今年度の検査報告・・・）の「します Or しません」は必ずどちらかを選定頂きますよう重ねてお願い申し上げます。 中国四国ブロック昇降機検査協議会 行き（FAX 082-228-7134）（TEL 082-228-7141） メールアドレス:kenkyo@chushi.or.jp 保守会社変更届(昇降機用) Ver2.3 <table border="1"> <tr> <td>保守会社コード</td> <td>電話</td> <td>FAX</td> <td>記入者名</td> </tr> <tr> <td>保守会社名</td> <td>メールアドレス</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 1. ★御社が今年度検査の報告をしますか？ します or しません ←どちらかを○で囲って下さい。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">建物名称</td> <td>郵便番号</td> <td>建物所在地</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降機メーカー名</td> <td>確認年月日</td> <td>確認番号</td> <td>検査済証交付日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物用途</td> <td>号機</td> <td>機種・用途</td> <td>積載量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定格速度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>行政庁台帳番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定検報告指定期月</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	保守会社コード	電話	FAX	記入者名	保守会社名	メールアドレス			建物名称		郵便番号	建物所在地	フリガナ				建物名				昇降機メーカー名	確認年月日	確認番号	検査済証交付日					建物用途	号機	機種・用途	積載量				定員				定格速度				行政庁台帳番号				定検報告指定期月	備考			
保守会社コード	電話	FAX	記入者名																																																		
保守会社名	メールアドレス																																																				
建物名称		郵便番号	建物所在地																																																		
フリガナ																																																					
建物名																																																					
昇降機メーカー名	確認年月日	確認番号	検査済証交付日																																																		
建物用途	号機	機種・用途	積載量																																																		
			定員																																																		
			定格速度																																																		
			行政庁台帳番号																																																		
			定検報告指定期月																																																		
備考																																																					

159	エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について（事務連絡） R03.5.11 国土交通省住宅局建築指導課 発 「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第 283 号。以下「告示」という。） 別表第五の五に掲げる検査事項のうち、次の各号に掲げる検査項目に応じ、それぞれ当該各号に掲げる検査事項について、同表（に）欄に掲げる基準に該当すると判定されたエスカレーターの部分（以下「要是正部」という。）について、当該エスカレーターの設置状況等により直ちに是正することが困難である場合は、当面の措置として、当該要是正部に、人又は物の挟まれ、衝突又は転落（以下「挟まれ等」という。）の危険性について注意を促す掲示その他の挟まれ等を防止するための対策を講ずることが考えられること。 また、当該 対策が講じられている場合には、告示別記第 5 号の検査結果表中「特記事項」に当該対策について記載するよう指導すること。 一（二）転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間、外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間、ハンドレールから仕切板までの距離 二（四）踏段上直部の障害物 障害物の状況 直ちに要是正部を是正することが困難である場合の当面の措置例について <table border="1"> <tr> <th>(イ) 検査項目</th> <th>(ロ) 検査事項</th> <th>(ニ) 判定基準</th> <th>不適合条件</th> <th>当面の措置（※）</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">一（二）転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵</td> <td rowspan="4">ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間</td> <td rowspan="4">ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が 140mm 未満であること又は 200mm を超えていること。</td> <td>140mm 未満</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td>200mm 超</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td>100mm 超</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td>50mm 未満</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間</td> <td rowspan="2">外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が 100mm を超えていること。</td> <td>100mm 超</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td>50mm 未満</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">ハンドレールから仕切板までの距離</td> <td rowspan="2">ハンドレールから仕切板までの距離が 50mm 未満であること又は 150mm を超えていること。</td> <td>50mm 未満</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td>150mm 超</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す</td> </tr> <tr> <td>二（四）踏段上直部の障害物</td> <td>障害物の状況</td> <td>踏段から鉛直距離 2,100mm 以内に障害物があること。</td> <td>2,100mm 以内</td> <td>①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す 又は ③衝突時の衝撃の緩和</td> </tr> </table> ＜当面の措置の具体例＞※個々の建築物の特性や利用者の特性に応じ、取るべき措置を勘案する。 ① 危険箇所を認識しやすくする …… 目立つ色のテープを張る、等 ② 利用者に注意を促す …… 張り紙を掲示する、等 ③ 衝突時の衝撃の緩和 …… 緩衝材を設置する、事前に紙等の衝突しても衝撃の少ないものと同じ高さに掲示する、等	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ニ) 判定基準	不適合条件	当面の措置（※）	一（二）転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が 140mm 未満であること又は 200mm を超えていること。	140mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す	200mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す	100mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す	50mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す		外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が 100mm を超えていること。	100mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す	50mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す		ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールから仕切板までの距離が 50mm 未満であること又は 150mm を超えていること。	50mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す	150mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す	二（四）踏段上直部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離 2,100mm 以内に障害物があること。	2,100mm 以内	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す 又は ③衝突時の衝撃の緩和
(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ニ) 判定基準	不適合条件	当面の措置（※）																																
一（二）転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が 140mm 未満であること又は 200mm を超えていること。	140mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
			200mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
			100mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
			50mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
	外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が 100mm を超えていること。	100mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
			50mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
	ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールから仕切板までの距離が 50mm 未満であること又は 150mm を超えていること。	50mm 未満	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
			150mm 超	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す																																
二（四）踏段上直部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離 2,100mm 以内に障害物があること。	2,100mm 以内	①危険箇所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す 又は ③衝突時の衝撃の緩和																																

発行No.	記事内容																								
159	是正の改善予定がない場合の記載方法のお願いR03.5.11 是正の改善予定がない場合は、昇降機検査報告書（第12条3項 第36号の四様式）第二面【6. 検査の状況】の【ハ. 改善予定の有無】欄に「☒無」を選択して報告頂いておりますが、是正改善が必要であると判断されながら、年度を越しているものが散見されます。 是正改善が必要であり改善予定年月が決定していない場合は、定期検査実施時に御施主様へ現在の進捗を確認頂き検査結果表の、特記事項欄【改善策の具体的内容等】へ具体的改善策と併せて、予定日が未定となっている理由を追記いただきますようお願いいたします。 【記載例】 <table><tr><th colspan="4">特記事項</th></tr><tr><th>番号</th><th>検査項目</th><th>改善策の具体的内容等</th><th>改善（予定）年月</th></tr><tr><td></td><td>【記載例】⇒</td><td>具体策＋部品取替え折衝中につき改善予定日未定。</td><td>未定</td></tr><tr><td></td><td></td><td>具体策＋お見積提出しご検討中につき改善予定日未定。</td><td>未定</td></tr><tr><td></td><td></td><td>具体策＋御施主様改善検討中につき改善予定日未定。</td><td>未定</td></tr><tr><td></td><td></td><td>具体策＋ご予算検討中につき改善予定日未定。</td><td>未定</td></tr></table>	特記事項				番号	検査項目	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		【記載例】⇒	具体策＋部品取替え折衝中につき改善予定日未定。	未定			具体策＋お見積提出しご検討中につき改善予定日未定。	未定			具体策＋御施主様改善検討中につき改善予定日未定。	未定			具体策＋ご予算検討中につき改善予定日未定。	未定
特記事項																									
番号	検査項目	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月																						
	【記載例】⇒	具体策＋部品取替え折衝中につき改善予定日未定。	未定																						
		具体策＋お見積提出しご検討中につき改善予定日未定。	未定																						
		具体策＋御施主様改善検討中につき改善予定日未定。	未定																						
		具体策＋ご予算検討中につき改善予定日未定。	未定																						
161	建築物・設備等に係る定期調査・検査の適切な実施についてR03.7.5 （国住防第7号）令和元年12月26日 国土交通省において、定期報告の対象となる建築物、昇降機、建築設備及び遊戯施設の定期調査・検査が、国が定めている項目に基づき適切に実施されているかどうかなどの実態を把握及び分析することにより、定期調査等を行う有資格者の技術力の確保を図るとともに、定期報告制度の適切な運用に向けた取組の推進を目的とて、「定期報告制度の運用に関する調査事業」が平成28年度から平成30年度まで実施されてきました。 この調査事業の結果、建築物・建築設備等の定期調査等は建築基準法（昭和25年法律第 201 号）に基づく関連告示（平成20年国土交通省告示第283号、平成20年国土交通省告示第284号）に定める検査方法に基づいた検査を実施しなければならないところ、告示に定める検査方法によらないおそれのある検査が、散見されました。 今回の調査事業の結果を踏まえ、特に留意すべき事項が昇降機センターのホームページに掲載されておりますので参考にしてください。																								
162	【再確認】所有者変更の場合の記入方法について（発行 No.73）R03.8.4 所有者に変更があった場合は、定期検査報告書第一面の【1. 所有者】欄に新・旧の所有者を併記することになっています。弊社から送付する定期検査報告書には前年度報告の所有者を印字しており、所有者氏名の文字数が多い場合などで新旧併記するには余白が不足することがありますが、新旧併記が所有者欄内に納まるように記入願います。（管理者欄も同様の扱いとなります。） 【1. 所有者】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】 【すべての項目を記入】 すべてにフリガナをつけること。 前回報告時、個人の氏名が変更、法人の場合、法人名が変更されたときは、（新）（旧）を表示して併記。 法人の場合は必ず、法人名 役職名 氏名を記入のこと。（なお、個人所有の場合は氏名のみ） 住所は住居表示で記入すること。 【2. 管理者】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】 【すべての項目を記入】 すべてにフリガナをつけること。 前回報告時、個人の氏名が変更、法人の場合、法人名が変更されたときは、（新）（旧）を表示して併記。 法人の場合は必ず、法人名 役職名 氏名を記入のこと。（なお、個人所有の場合は氏名のみ） 所有者と異なる法人の場合は必ず、法人名 役職名 氏名を記入のこと。 管理者とは所有者から昇降機等の維持管理上の権限を委任されている責任者（所有者が兼ねる場合もある）をいい、管理人は含まれない。 【3. 報告対象建築物等】 【イ. 所在地】 【ロ. 名称のフリガナ】 【ハ. 名称】 【ニ. 用途】 【すべての項目を記入】 住所は住居表示で記入すること。 すべてにフリガナをつけること。 前回報告時から建物名が変更されたときは、（新）（旧）を表示して併記。 （この場合は「旧」をカッコで囲む）																								

発行No.	記事内容
163	【再確認】前年度分の定期検査報告書について（発行 No.136） R03.9.7 提出された定期検査報告書が当年度分なのか前年度分なのか明記して頂きますよう再度お願いいたします。検査協議会でも前年度のものか今年度のものかの判断について、定期検査報告書「第二面」の（2.口）前回の検査の有無を確認し、有りの場合は前年度分の報告として受付けていますが、後日に、今年度分であったと訂正をされることもあります。このような不具合をなくすために、前年度分の報告については前年度分であることがハッキリ分かるように明記して提出するようお願いいたします。 また、休止を解除し再使用する場合は、事前に定期検査を実施し「再使用」である旨を表記願います（例：定期検査報告書第一面の余白に「前年度（〇〇年）分」「再使用」と記載）
164	【再確認】別添1様式・主索錆びが発生している場合のラベル撮影について（発行 No.64No.147） R03.10.6 主索に錆が発生している場合の、別添1様式写真について撮影時に「建物名」「検査年月日」「撮影箇所」を記載したラベルを主索と共に撮影することとなっていますが、ラベルの文字が鮮明なものや、ラベル撮影し忘れにより別添1特記事項欄に「建物名」等を記載し、ラベル撮影がされずに報告されるものが散見されます。検査時に正しくラベルを挿入した撮影をお願いします。
165	定期検査報告書（第三面）昇降機に係る不具合の状況の記入時の注意について R03.11.2 過去に開催した特定行政庁連絡会議の席上で、定期検査報告書（第三面）昇降機に係る不具合の状況の記載内容について、「閉じ込め」、「100mm以上の着床誤差」及び「エスカレーターの逆走行」等の重大な事象につながるおそれがある不具合が発生した場合には、正確な状況報告をする必要があるため「ケガの有無」、「戸開走行の有無」及び「扉の開閉の有無」等を必ず記載するよう指導がありました。また、人身事故発生時は事故速報の提出を徹底するよう合わせての指導がありました。つきましては、上記の指導内容に適った記載内容で報告されるようお願いいたします。記載内容に不備がある場合は内容確認及び修正依頼を発行しますのでご承知ください。

発行No.	記事内容
166	未契約となった物件について R03.12.2 解約で未契約物件となったものについて、これまではご連絡いただいた後、他社より契約のご連絡があるまで“最終保守会社”としてデータに残り、毎月お送りしている未報告一覧へ上がっていましたが、今後は未契約(未契約となっても定期検査は実施するものを除く)のご連絡をいただいた物件につきましてデータ変更をさせていただき、未報告一覧へ掲載されないようにいたします。なお、再契約をされた場合につきましては保守会社変更届をご提出いただきますようお願いいたします。
170	【情報提供】遊戯施設の維持保全計画指針に係る告示の公布について R04.4.8 令和4年3月31日付で、「遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針」（令和4年国土交通省告示第412号）が公布・施行となりましたので情報連絡いたします。併せて、各都道府県建築主務部長、東（西）遊園地協会あてに、技術的助言「遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針等について」（国住指第1529号）も国土交通省より発出されております。 技術助言の内容は下記の通りです。 1. 第412号告示に基づく維持保全計画等の作成について 2. 運行管理規定の作成について 3. 維持保全計画書等の作成手引きの周知について この告示公布に併せ、財団法人日本建築設備・昇降機センターにて、（仮称）『「遊戯施設の維持保全計画書」及び「遊戯施設の運行管理規程」作成手引き 2022 年版』の編集がなされ、近日中に発行される予定ですので、下段の財団法人日本建築設備・昇降機センターのホームページより参照を、お願いいたします。
183	定期検査報告書 訂正依頼分の早期返却（回答）について R5.5.10 検査協議会では、当月受付した定期検査報告書については月内に照査し、特定行政庁へ発送する様に努めております。 しかしながら、定期検査報告書の内容に不備があるものについては、右書類にあります「定期検査報告書訂正依頼」を該当検査会社担当者様宛にFAX,又はメールにて送付しご回答をお願いしております。 ご回答が頂けない場合は、概ね1か月を目処に定期検査報告書に誤りを明記し特定行政庁へ送付することとしています。 検査協議会として誤りのまま送付は避けたいと考えておりますので「定期検査報告訂正依頼」が手元に届きましたら、すぐに内容を確認頂き早期の回答をお願いいたします。 また、定期検査報告書を検査協議会へ発送いただく前に再度不備がないかをチェックし提出頂くようお願いいたします。

定期検査報告訂正依頼					令和5年5月8日(月)
会社名		0000 〇〇株式会社 御中		一般社団法人 中国四国ブロック昇降機検査協議会	
ご担当者		〇〇 様		〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 TEL: 082-228-7141 FAX: 082-228-7134 Mail: kenkyo@chushi.or.jp	
FAX				参考	
送付枚数		1 枚 (本紙を含む)			
件名	定期検査報告の内容ご確認依頼			問合せ	
前略 今般送付頂きました定期検査報告を照査の結果、下記の誤り箇所がありましたのでご連絡いたします。至急ご確認・訂正して頂き、提出時は両面印刷の場合、お手数ですが訂正箇所を含めた両面印刷をお願いします。（片面の場合は片面で） なお、定期検査実施後の検査報告書を検査協議会で長期間保管することは品質管理上できません。 訂正連絡がない場合、概ね1ヶ月を目処に検査書類は誤りを明記し特定行政庁へ送付いたしますのでご了承ください。 ※香川県については受付日より2週間経過時点で行政庁へ送付いたしますので大至急ご回答願います。					
No	整理番号	種別名	号種	誤り（第一分類）	誤り（第二分類）
	保守管理番号	機種名	行政庁	誤り（第三分類）	
	資格No	資格名	検査日	※ ご回答は空欄にご記入ください。	
1		〇〇ビル	1	※（別添1様式）	検査結果表の記載内容のご確認をお願いします。
			〇〇	「別添1様式」「アレキッド」取付位置は（左）にシ点がありますが、写真は（右）側です。摩耗大の（左）側が必要です。内容確認後、回答願います。	
			〇/〇/〇		

発行No.	記 事 内 容
193	令和6年1月31日改正告示について R6.3.5 令和6年1月31日、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第56号）が公布、同日施行されました。 また、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第57号）は、令和6年1月31日に公布、同年4月1日から施行されることになりましたので、お知らせします。 ※下段URLを参照願います。 https://www.beec.or.jp/news/detail/87/
198	令和6年度国土交通省告示第974号について R6.8.7 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について改正内容についてご案内致します。 尚、実際の定期検査報告に係る報告書内容の指示等については情報を入手次第ご連絡致します。 【昇降機、遊戯施設 定期検査に係る改訂内容】 (1) 小荷物専用昇降機における機械室の「点検用コンセント」を検査項目より削除。 (2) 油圧エレベーターにおける「機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等」の検査項目において「防油堤の状況」「標識の状況」「消火設備の状況」を検査事項より削除。 (3) 遊戯施設における「舞台及び床」の検査項目の内「回転舞台と接する床との隙間及び段差の状況に係る判定基準について現行においては「隙間及び段差が是正が必要な状態」としているところ隙間及び段差のどちらか一方でも基準を超えた場合に是正を求めることとするため 現状の「隙間及び段差」を「隙間若しくは段差」と改める。 (4) 定期調査・検査等の際には「目視により確認する」とされており、実質的に資格者の立会いが必要であるところ、定期調査・検査各項目について、センサー等の新技術を活用することを可能とするため「目視又はこれに類する方法により確認する」へ改正。 ※ 詳しくは、下段のURL 建築基準法等に基づく告示の制定・改正についてを参照願います。 https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/iutakukentiku_house_tk_000096.html
203	昇降機の定期検査の適正な実施について（国住参第3324号） R7.1.8 令和6年12月17日に国土交通省より、各都道府県建築主務部長へ下記通達が発行されております。内容をご確認の上、今一度定期検査制度の適正実施の程宜しくお願い致します。 【国住参第3324号（抜粋）】 法定定期検査（建築基準法昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する定期検査において、無資格者による法定定期検査の実施、検査を実施していない検査員氏名の法定定期検査報告書への記載（名義貸し）を行っていた旨の報告がありました。 国土交通省は、同社に対して所有者等への丁寧な説明、早急な再検査の実施とその結果の特定行政庁への報告、本事案に係る徹底した調査原因究明及び再発防止策の報告等を行うよう、指示したところです。 本事案は、昇降機の安全性確保のために実施される定期検査制度に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、あってはならないことと考えています。 つきましては、貴都道府県におかれましては、定期検査を適正に実施するとともに、仮に違法行為を把握した際には、速やかに国土交通省又は特定行政庁に報告を行うよう、地域法人等と連携して定期検査の報告受理時等の機会を通じて、定期検査を行っているエレベーター保守事業者に対して、注意喚起していただきますようお願いいたします。 ※下記URL ご参考 https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/iutakukentiku_house_tk_000198.html